

1. 件 名 : 「リサイクル燃料貯蔵株式会社による使用済燃料貯蔵施設の設計及び工事の計画の認可申請に係るヒアリング（19）」

2. 日 時 : 令和4年1月13日（木）13時30分～16時25分

3. 場 所 : 原子力規制庁 10階会議室(TV会議により実施)

4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部

核燃料施設審査部門

小澤安全管理調査官、石井企画調査官、中野上席安全審査官、田中管理官補佐、尾崎安全審査専門職、内海安全審査専門職、鈴木安全審査専門職、川村安全審査専門職、赤石原子力規制専門員、吉村技術参与

リサイクル燃料貯蔵株式会社

赤坂常務取締役 他27名

東京電力ホールディングス株式会社

輸送技術グループマネージャー 他1名

日本原子力発電株式会社

炉心・燃料サイクルグループ担当

5. 自動文字起こし結果 : 別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こしによるものであり、誤りを含む場合があります。

時間	自動文字起こし結果
0:00:05	規制庁カワムラです。それでは1月3日のR F Sの設工認に係るヒアリングの方変えさせていただきます。
0:00:15	まず、出席者の確認をさせていただきたいと思います。R F S側出席者の紹介をお願いいたします。
0:00:26	あれ、
0:00:27	正しいですか。
0:00:28	あれ。
0:00:30	本当は切っちゃった。
0:00:35	俺、
0:00:40	どうしたら、
0:00:42	何か上二つ開いてたから、
0:00:49	これでもう1回何か、
0:00:52	或いは僕、
0:00:55	結党の方でお願いし、
0:00:59	他の人繋がってる。
0:01:01	繋がってない。今全員、僕の方で、もう1回許可し直さないといけない。失礼しました。
0:01:20	いえ、
0:01:37	これね。
0:01:41	元久井フルヤ技能長東京事務所です。メーター音声立松でしょうか。
0:01:47	はい。お願いします。
0:01:50	はい。
0:01:54	それでは、藤、有井菅田出席者をご紹介いたします。
0:02:00	東京事務所ですが、本日12名の参加です。
0:02:05	この中にはウェブから参加しております。三枝、日浦牟田の三名を含んでおります。
0:02:14	それからあと東京電力さんから、柴グループマネージャーほか合計二名、この会場から参加です。
0:02:24	日本重症発電さんから、炉心燃料グループ担当の鈴木さんがウェブから参加いただいております。
0:02:33	東條側の紹介以上です。元本社がお願いいたします。
0:02:39	はい。こちらの出席者は、
0:02:46	赤坂センター長を含め16名参加しております。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:51	以上です。
0:03:00	はい、ありがとうございます。
0:03:05	よろしい。
0:03:08	常を買う。
0:03:09	はい。
0:03:10	何か。
0:03:13	衛藤。
0:03:14	規制庁川村です。本日のヒアリングですけども、まず最初に、第8条の津波関係についてからということに繋がっておりますので、
0:03:27	よろしければ、八条関係からコメントの方させていただきます。
0:03:42	やっぱ、
0:03:43	80、
0:03:46	下へ
0:03:52	はどうですか。
0:03:58	規制庁の吉村です。
0:04:02	まずは、八条の津波関係で確認事項としてお伝えし、
0:04:10	したいことは、
0:04:11	これは許可の方で一応まとめられてる部分もありますが、
0:04:18	いわゆる津波によるくれ達成損傷。
0:04:24	損傷に伴う金属キャスクの健全性確認。
0:04:30	委員の内容ですが、まず、縦損傷農道。
0:04:37	そうですね損傷もそれから
0:04:40	損傷時の落下物の選定、これも
0:04:44	基本的な考え方は、記載されてますが、もう一度確認をさせていただきたいと思います。それと、最終的に落下物が、
0:05:00	金属キャスクに衝突したときの衝撃荷重の算定条件ですね。
0:05:07	この内容についても例えば1例で申し上げますと、
0:05:12	落下物が、
0:05:16	金属キャスクに衝突した時の、そこに伝達され、される衝撃力。
0:05:24	の三瓶が、例えば、
0:05:30	とコンクリートの柱の場合には、
0:05:34	コンクリート自体学会それから、
0:05:37	内浦分ですね、スラブグラウンド、新垣例えば一連としてスラブが落下したときに、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:05:45	スラブ学会するという条件で、いわゆる
0:05:51	悪化に伴う応力荷重が金属キャスクに伝わるということで、計算されてますが、実質的にこれは、
0:06:02	落下物が、添8回するというので計算されてますので、もし例えば悪化が生じなかった場合、
0:06:11	どのような、そういったものも含めてだ今の示されている落下条件に、
0:06:20	包絡されているのかということについて、
0:06:26	もう少し根拠を含めた説明をお願いしたいと思います。
0:06:33	はい。
0:06:44	ムタさん入ってます。はい。入ってます。私の方から。はい。リサイクル燃料ムタでございます。
0:06:57	では損壊時の落下物につきましては、おっしゃられる通りに、許可の方で説明させてもらっておりますけども。
0:07:06	すけ詰め事業014、1の方でも、追記させていただきました1ページ目。
0:07:15	すいません。PDFのちょっとページ番号わからないんですけども。
0:07:18	資料の1ページ目。
0:07:21	中段なりに赤字でお聞きさせてもらっております。
0:07:26	で、ただ、具体的にどういったものかといいますのは、この資料の、
0:07:35	参考としてつけてございます。
0:07:37	事業許可時の
0:07:41	整合性のまとめ資料になりますけども。
0:07:44	こちらの資料のですね、ページのちょっと記載としましては、
0:07:49	10条i分の、
0:07:53	説明自体は37ページ。
0:07:57	さらに、使いますが、具体的な落下物としましては、その十条の42。
0:08:08	に、具体的にどういったものが落下するかということで、
0:08:12	ずっと、また根拠等説明文も、
0:08:19	付記するような形で示してございます。
0:08:22	建屋の構造としては本分イトウ側壁遠藤スラブ火報鉄骨クレーンガーダ等がございまして、
0:08:33	このうち
0:08:35	縦置、
0:08:37	タスクが、立石清野を、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:08:41	場合に、天井スラブを、がショートしたときは、一番荷重的には厳しいということでそれ、そちらを選定しております。
0:08:51	あとこちらの資料の十条の44ページに、プラン。
0:08:56	構成等、
0:08:59	経理区域崩壊時、想定すべきものとして厳しいものとして電力量がございまして、これ、こちら主シマ気フック等
0:09:11	クレーンの各部材を検討しまして、最終的に分けたサドル倉庫車輪等が、
0:09:19	一体となって、
0:09:23	横姿勢のキャスクの蓋部側面に落下するというので、
0:09:31	代表性動かそうと条件を考えて、
0:09:34	ございます。
0:09:36	衝突条件につきましては、補足説明資料の01401階1ということで、
0:09:46	示しておりますけども、
0:09:49	先ほどコメントにありました、屠殺リートの悪化1掛け姿勢のキャスクに対して援助スラブが落下したときの、
0:09:59	荷重につきましては、延長スラブの姿勢を、
0:10:06	水平であったりあと、
0:10:08	こちらスラブを縦方向と、いろいろ姿勢を変えてですね。
0:10:14	検討しました結果、この
0:10:20	条件の補足説明資料にお示した通り、水平方向に、水、天井スラブ水平落下して、せん断販売した条件が一番
0:10:33	厳しいということで、
0:10:35	今回、条件として設計しております。こちらの鍛冶の方にすべて包絡しているという、
0:10:42	形になります。
0:10:45	回答以上になります。
0:10:48	現状ないって言う。そうですね。規制庁の吉村です。
0:10:54	いただいているですね、資料は一通り目は通してますので、ちょっと申しますと、ここで書かれてるのは、
0:11:05	今ちょっとご説明がありましたけど、結論なんですね、結果としてこれが一番厳しいって言う結果だけ書かれててですね。
0:11:13	途中で評価されたものがどういうケースで評価されて、されたのか。
0:11:20	例えば

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:11:23	落下物についてもほとんどがエネルギーが大きいものが、代表選手に選ばれてますが例えば実際には
0:11:30	資料にも書かれてる通り、
0:11:32	落下物のエネルギー的なもの以外にもですね、落下物の剛性ですね。
0:11:38	非常に硬い部分が立った時の方が厳しいケースがありますので、そういったものを含めて検討された結果、
0:11:45	現在、ここで示されているものが最も厳しいということが、ちょっと今いただいている資料だけだと。
0:11:53	どこまでそれここだけして、
0:11:55	た結果なのかわかりませんので、そういったものがわかるような資料にして、説明をしていただければと思います。これちょっと資料で提出していただければと思います。
0:12:05	はい。リサイクル燃料ムタです。承知しました。はい。その過程についても、こちらの方に追記して、再提出いたします。
0:12:17	よろしくお願いします。
0:12:24	件続いて規制庁の尾崎です。
0:12:28	私からちょっと何点か、
0:12:32	といたします。まず1点目はですね。
0:12:37	申請書の添付の中にですね。
0:12:42	使用済み燃料運搬船とか海洋地球研究線とか大型店の話が表形式で確か出ているんですが、
0:12:51	これをまず津波漂流物として選定してないっていうのがバツがついてるんですけど、その理由がどういうものなのかとかっていうのをですね、もう少し具体的に、
0:13:02	追記いただきたいっていうところと、あとあわせて同じような話としてですね。
0:13:09	荷重衝突荷重の算定式でF E M A式を適用されているんですが、
0:13:16	これも前例がある、実用炉で前例があるからとかですね、どう、どういう妥当性なり根拠があって、これを適用してるのかっていうことが全く書かれて。
0:13:30	準用する企画みたいなところに書かれているんですけど、その辺りについてももうちょっと言葉をですね、補足いただきたいと思います。まず以上2点コメントいたします。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:13:49	はい、衛藤リサイクル燃料ムタです。まず漂流物の選定につきましてですが、運搬船の件は、おっしゃられる通り、添付 614 の方には、
0:14:03	ちょっと記載はして、
0:14:07	いたという認識ではあるんですけども、緊急離岸するというのが理由としてありますんで。
0:14:16	もっと
0:14:19	補足しますと、その離岸基準というのも整備されているという形になります。漂流物化しないという形で選定しない理由小穴おりますので、
0:14:31	ちょっと以降の表記について今申しました。
0:14:35	手順の整備について追記いたしたいと思います。
0:14:42	すいません。以上です。河村ですけども、こちら使用済み燃料運搬船についてはR F Sの
0:14:55	運用の中でやられるってのはわかるんですけども、その海洋地球研究線ってというのは、おそらく所有してるのが、
0:15:06	介護研究機構かだと思うんですけどそちらに対して何かお願いをするような形になるんですか。
0:15:18	リサイクル燃料ムタです。使用済み燃料運搬船につきましても、こちらのリサイクル燃料の運用といいますか所掌ではなくて電力さんの所長になります。いずれにしましても、
0:15:32	その責任は魔法にあるずっと船について、
0:15:36	こちらの方で手順を用意するという形ではないんですけども。
0:15:45	そうですね。
0:15:48	海洋運搬船のちょっと離岸堤人については、確認の上、
0:15:58	説明についてちょっと追記を検討したいと思います。
0:16:03	規制庁紳ですよろしくお願ひします。多分私もそこはどちらも、あれ、所有の船じゃないという認識はあったんですが、自分たちの所有分ってないものを、
0:16:16	ちゃんとかこういう理由なり手順によって、緊急時ができるので問題ないみたいなところをですね、ちょっと整理いただければと思います。
0:16:26	あわせて先ほど2点目申し上げました、今式についても、
0:16:32	引用条文、運用、運用企画のところの単に列記するだけじゃなくてですね何らかこういうことから適用してますということをですね、ちょっと
0:16:43	説明を追記いただければと思います。以上です。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:16:48	はい。リサイクル燃料貯蔵の寺山です。二つ目のご質問のある隙式の適用性につきましては地域、追加でご説明したいと思います。以上になります。
0:17:01	よろしくお願いします。
0:17:03	続いてですが、
0:17:07	規制庁もだけです。続いて、神戸はですね、ちょっと言葉的な話にはなるんですけど。
0:17:17	ちょっとわかりよくわからなかったのも違いを教えていただきたいということで、まず一つ目はですね、貯蔵架台に関してですね。
0:17:28	津波による評価をされて固定状態で維持されるという評価になってます。その際津波による水流が水平方向に作用しても、
0:17:39	固定状態が維持されるであってですね他方でテンプ、これ6-1-6の3ページにもK陸域のですね。
0:17:49	各課題に対する、津波評価があってそこにはその水流に対して問題ないってことが書かれてるんですが。
0:17:58	ここのその受け入れ区域は、ちょうど課題のように水平方向に作用する水流とか、
0:18:06	その水平方向は、
0:18:08	書かれてないだけなのか、水平方向じゃないのかその辺りがよくわからなかったんですが、違いがあるのかないのかその辺りを教えてくださいませんか。
0:18:21	はい。或いは住田の室伊達です。
0:18:25	コメントいただいたところで、添付6-1-6の3ページですねそちらについて水平方向のという記載はない、ないのですが、評価としまして、水平方向の水流で評価を行っております。
0:18:40	D S M方向の水流で評価をしている記載についてですけれども、補足説明資料の説明に、
0:18:49	オノ014-00で受ける設備の影響評価に関する補足説明資料を提出しておりますけども、
0:19:00	そちらのページと9ページ目ですね。
0:19:03	P D Fの番号で12ページになります。
0:19:15	こちらの図2でお示ししてる形で、津波による水平力と、
0:19:22	そういう形で、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



0:19:24	製造部として津波の方も水流の方増加してます。これと同様にデータ情報誌が財検査課題についても水平方向の水流で評価をしているところで、
0:19:37	ございます。
0:19:39	説明としては以上になります。
0:19:41	規制庁野崎ですわかりました。他方で我々今、申請書を受理してですね、内容を確認してるものはあくまでその申請書は
0:19:54	ご承知のように本分添付までっていうところで、補足説明資料までは、そこまで目を通してない部分もございますので、そういった同じような状況であればですねまた補正の際にですね必要な文言は補っていただければと思います。
0:20:10	以上です。
0:20:13	はい。リサイクル燃料貯蔵むつのもので。今言ったコメントについてですけども、補正にて水平方向のというような形で適切に表現を改めて補正したいと思います。以上です。
0:20:26	はい。よろしくお願いします。
0:20:29	規制庁だけで、続いてですが、続いて受け入れ区域のところで、
0:20:36	何点かございまして、
0:20:40	ですね。そうですね。
0:20:43	まず二つ確認したいところがございます、1点目はですね受け入れ区域で仮起こし架台とか何か経済課題とか課題については固定状態が維持される。
0:20:58	という評価されてるんですが、受け入れ区域で
0:21:03	設工認の対象設備である、搬送台車については、評価が書かれてなかったんですが、
0:21:13	これは何か、あえて抜いてるっていう理由をまず教えていただけますでしょうか。
0:21:22	はい。リサイクル燃料ムタです。
0:21:25	搬送台車につきましては、台車にそのキャスクが乗った状況では屋外へ通じる遮へい扉、機器搬入孔の方をとする、運用といたしますので、
0:21:37	その津波が受け入れ区域にそのまま流入することがないということで津波の水位に対する評価を不要としております。
0:21:46	こちらの同様の説明をですね補足説明 01401 階 1-12 ページの方に、以前いただいたコメントでは

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:21:58	搬送台車上のキャスクへの影響ということでご回答したんですけども。
0:22:03	まずそちらと同様になります。
0:22:06	津波は力が負の。
0:22:09	直接開催することがないということで局からは除外しております。
0:22:15	以上です。
0:22:17	はい。規制庁野崎です。今の説明で理解はできましたがその旨を書かれてるところってのは補足説明資料になってる。
0:22:29	その本文ほんまに添付書類のところに書かれてないってことなりました。
0:22:40	リサイクル燃料ムタです。津波に関する部分では、そうですね補足説明資料。
0:22:49	イの方にしか現在のところまだ記載しておりません。
0:22:55	これも多分、先ほどと同じで津波評価対象物っていうところで、なぜ抜いてるのかっていうのは、添付でも多分明らかにすべき事項だと思いますんで、そこはまた
0:23:10	必要な内容として追加いただきたいと思います。で、すいません今説明された、この搬送台車を対象外にしてるっていうのももう一度、
0:23:22	インドの資料の何ページって言われた。
0:23:27	はい。
0:23:29	リサイクル燃料ムタです。
0:23:31	補足説明書 014-01。
0:23:35	世界一になっておりますけども、そちらの最終ページになります。12 ページ。
0:23:42	です。
0:23:45	仮想的大規模津波による搬送台車上のキャッシュ系への影響ということで、同様の内容を記載しております。以上です。
0:24:01	やっぱりここもまた追記をお願いいたします。
0:24:07	セグメントムタですと添付の追記については検討の上対応いたします。以上です。
0:24:13	続いてまた、規制庁の中にですね、点目ですが、
0:24:20	工程は受け入れ区域のまだ課題についての評価なんですけど、先ほどのように津波の水位方向の水位に対しての評価は行って問題ないっていうことになってるんですが、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:24:33	冒頭で話しましたその津波漂流物は、ここの評価に入れなくていいのか、ってというのがちょっとよく、
0:24:42	周面上でわからなかったんですがそのあたりはどういう整理をされているんでしょうか。
0:24:49	リサイクル燃料ムタです。
0:24:52	津波漂流物につきましては、受け入れ、区域の拡大に対する津波漂流物につきましては、
0:25:00	国家に
0:25:03	屋外に通じます搬入孔が開いた状態で、その津波による漂流物が発生したとしても、
0:25:13	そのちょうど建屋の外壁であったり、その内部の内壁等の障壁がまずあります。
0:25:20	ということと、あと機器搬入孔との位置関係を考えると各課題検査課題とか仮置架台というものの位置関係から支障なくですね、漂流物が流れ着いてその衝突するという可能性が、
0:25:35	極めて低いと、小さいと考えておりますので評価を表等いたしてます。
0:25:42	ちょっとこちらについては補足説明。
0:25:45	資料を含めてちょっと記載は、
0:25:48	ございません。現状以上ですのでえっと、
0:25:54	追記については、
0:25:57	もう補足説明資料のほうに追記して、
0:26:05	適切にテンプの方にも、来地域については検討いたしたいと思います。以上です。規制庁、尾崎です。話はわかりました。多分こども
0:26:17	添付の中で、津波仮想的大規模津波想定して漂流物設定してとかっていう話で評価されているので、ここがその津波漂流物の衝突を評価しなくていいという理由があるのであれば、
0:26:31	そこを根拠としてしっかり添付で説明いただきたいと思います。
0:26:37	以上です。
0:26:41	リサイクル燃料ムタで主張しました。
0:26:47	続いて規制庁の方ですが津波に関しては最後1点、これも質問です。
0:26:56	これはですねちょっとページがどこか忘れちゃったんですけど、受け入れ区域の課題の津波評価のところですね。
0:27:07	各課題の、木曾との固定状態で、問題ないとしてるような評価になっててですね。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:27:17	ちょうど課題は床面等の固定状態がもう維持されているから問題ないってあって、
0:27:23	受け入れ区域の各課題は
0:27:26	床面ではなくって、課題の基礎との固定状態が維持されてるので問題ないという整理になってるんですね。このあたり図面とかがあまりなくてですね、どういう違いでその、
0:27:40	床面と、基礎部の固定状態の違いで良しとしているのかよくわからなかったのですが、その辺りご説明いただけますでしょうか。
0:27:54	はい。R F S むつ室あてです。
0:27:57	各課題についてはですね、基礎ベースがある構造ではなくて、久我代表アンカーボルトを介して、床面に固定する。
0:28:07	ような構造となっております。そのため基礎は、アンカーボルトというかメインをなりますので、各課題の数分についてですけども、補足説明資料の、
0:28:22	線図にIV014-004 ですね。
0:28:28	度チラーの、30 ページなんで、
0:28:32	P M と言っています 33 ページぐらい。
0:28:39	こちらの方の、図面があるんですけども、こちらの方の図面で、コンクリート部が、どこまでかだとか、あとはアンカーボールのどれかとか、しっかりと色付けして返事した形で、
0:28:53	改めて説明させていただければと思います。
0:28:58	説明としては以上になります。規制庁の大柿です。わかりました。このあたりの図面って今、添付にはついてないっていうこと。
0:29:08	なんか、真ん中のやつはみたいな気がするんですけど。
0:29:13	これで添付にはついてる図面でしょうか。
0:29:18	はい。リサイクル燃焼度育てです。添付にもう脚部のところの図面とかはついてたかと思うんですけども、そちらについても、特段色づけとは、
0:29:29	等はしてない状態ではありますので、そちらの方についても検討して添付の方で、わかりやすい形に表現するように、
0:29:39	まず補足説明資料の方で、こういった形で規則がここですよという形で表現させていただければなと思っております。以上です。
0:29:48	すいません規制庁掛けずでは今の説明の確認ですが、受け入れ区域の課題の

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:29:59	床面との固定状態が維持されているから問題ないっていう、そういう理解でよろしいですか。
0:30:06	はい。あれスムーズの後です。はい。そのような理解でええ。
0:30:10	お願いいたします。はい。そこ基礎ずっとしてる記載も、適正化で床面への固定等という形で
0:30:20	検討したいと思います。そこまで対応したいと思います。以上でありました。はい、ありがとうございます。
0:30:27	松波、大丈夫。
0:30:30	はい。津波については以上です。
0:30:55	すみません続けて規制庁野崎ですが今ちょっと八丈から言ったので、次ちょっと戻ってですね、各条文の順番から、
0:31:08	こちらの気づき事項について質問なりコメントをしていきたいと思imas。
0:31:15	学情のコメントに入る前にまず、
0:31:22	とですね、分割の話からちょっと1点確認をしたいのですが。
0:31:28	これ11月の審査会合の時にもう一度こちらから話した内容、小川から話したと思いますが、
0:31:40	今回のあれ許す2分の2で最終申請になるので申請内容に漏れがないということですね、5加工施設等ですね前例を参考にして資料を準備することっていうことを、
0:31:57	コメントをしたかと思imas。その対応状況について、まず、どう、どういう状況なのかっていうのを教えていただけますでしょうか。
0:32:08	はいR F Sむつの杉山です。抽出漏れがないようにということで指摘を受けておりますので、その旨について補正を。
0:32:19	の補正時に記載をして、提出したいというふうには思っております。ただ、ただですね、
0:32:29	以前いただてるコメントで、①から⑥の、
0:32:32	①から④に関して今、対応をまとめているというような状況になっております。
0:32:39	そちらの方を踏まえて、⑤の方に
0:32:47	抽出漏れがないようにということで、⑤で集約できるのかなというようなことで考えておましてそれを今やろうとしているところです。
0:32:56	以上になります。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:32:59	規制庁の武です。わかりました。すみません栗田Cが今手元にその①から⑥っていうのを持ってないんですが、⑤っていうのは、
0:33:08	何の資料でしたでしょうか。
0:33:12	コメントいただいた①から⑥の話があったと思うんですけども、⑤としましてコメントいただいたのは、対象設備の抽出プロセスの抽出が漏れないこと。
0:33:24	の説明という形で書かれて、コメントいただいたということで思っております。これが
0:33:31	井手から言われてる。
0:33:33	抽出が漏れない、抽出漏れがないようにということに通じるのかなというふうに私たちは認識して作業をしていると。
0:33:41	以上です。
0:33:42	わかりました。
0:33:44	はい。
0:33:46	その対応状況っていうか
0:33:53	完了見込みっていうのは大体いつぐらいになるとかっていう、今わかりそうですか。まだちょっとそこまでわからない。
0:33:59	どうでしょう。
0:34:01	はい、RS無スギヤマです。①から④は大体まとまりつつあります。
0:34:07	今週まとめようかと思っておりましたがちょっと難しいので、来週再来週までには終わらせて、
0:34:15	ということで考えてます。それを受けまして⑤。
0:34:19	の方の資料を作っていくということで順番で考えております。
0:34:24	それが1週間2週間後になると思いますので、
0:34:28	そうしますと今から、
0:34:31	3週間か標準化後ぐらいには、
0:34:35	こちらの方ができるのかなと思っております。以上です。
0:34:39	規制庁な技術、わかりました。ありがとうございます。
0:34:43	そこは理解しました。続いてこれから各場の確認事項に入っていきたいと思えます。
0:34:54	まず6条地盤のところからですが、地盤のところでは
0:35:02	砂子又層ですね、
0:35:05	N値と、あと
0:35:09	審査会合のちょっと話が出ました。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:35:12	液状化の関係ですね、表層と深層のバスが、砂子又層、
0:35:19	この辺りの両層の机上化の有無の評価についてですね、審査会合もコメントしましたが、改めて評価についてですね、液状化の評価の云々について、
0:35:34	営業課の運営の評価についてこれは説明いただきたいと思っております。
0:35:43	はい。サイクル燃料貯蔵の寺山です。
0:35:46	こちらの成績評価の検討につきましては、金融庁についてひつ予定の、補足設営、通過点の耐震性の説明、補足説明資料の中でちょっとご説明する予定としていただき、考えております。
0:36:01	なおえーとですね、その中にスマートフォン含めたN値等も記載しております。
0:36:09	ただNGにつきましては、今のところ、それ値を用いて液状化の検討評価を行っているものではなく、それを使ったN値を使った簡易的な評価方法もあるのですが、そういうものは使っておらず、
0:36:25	別途、地盤の地震応答解析を行って、行ったり、あと、室内試験等を行って、そういうものから評価をしているものになっております。
0:36:38	そちらの評価内容につきましては、また後日ご説明したいと思います。以上です。
0:36:44	して戸崎です。状況はわかりました。9月中ということですが、具体的につぐらいめどというのは何か、もしあれば教えていただけますでしょうか。
0:36:56	はい。李在庫の燃料貯蔵の寺山です。提出は来週、入って、早い時期に、ちょうど来週中ぐらいでちょっと提出できればと考えております。以上です。
0:37:08	わかりました。規制庁野崎です。ありがとうございます。あと、ちょっとすみません来週中に提出いただける中でですねまた改めて説明がつい、
0:37:22	追加というかその中に含んでいただければと思うところで、2点ありまして1点目はですね先ほどの内容についてですね液状化の内容について、
0:37:34	どこまでがその表層でどこまでがその思想かっていうのを図面等でまず明らかにしていただくってということと、あと内川なんか、
0:37:44	7メートルぐらいでしたっけ、に何か地下水が流れてるっていう。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:37:50	許可での説明資料があったと思いますので、そのあたり地下水との関係についてもですね、その説明をお願いしたいと思っております。
0:38:00	以上です。
0:38:03	はい。リサイクル燃料貯蔵の寺山です。まず、ちょっと申請書のほうをちょっと少しご覧いただければと思うのですが、申請書ですね、ページ、全体ページの、
0:38:16	前に L E R F でいくと 1256 ページをお願いします。
0:38:22	こちら、ちょっと杭の設計の部分になりますが、ちょっと地盤の断面もちょっと示しております。
0:38:30	今、こちら地層の部断面になっておりますが、こちらのようなところ。
0:38:37	になり、判断のためになっておりまして
0:38:43	深いところは砂子又層と蘇武に田名部層というところで、それぞれに名前が H と分離がついているというところになっております。
0:38:51	ちょっと減りそうについてなんです、こちら杭の先端のところ、T P マイナスし 20 っていうと、メーターというところ、イシイ層という記載がありますが、
0:39:03	今のところ、こちらのところ、砂子又層のこの位置ですね。N T T - 20 メーターのところ、思想としております。
0:39:15	ただ、ただですね、ちょっと国の設計についてなのですが、このちょっと尻層等を分けて、表層と分けて、
0:39:25	それぞれ 5 枚とかその物性値から、杭の支持力を出してるわけではなく、現場での加振試験をもとに、特に支持力を出しておりますので、
0:39:37	おります。そういうところがありますので、ちょっと一番設計上、その国の市立どうというところを決めて、そこに少し杭を読み込ませるっていう形で、
0:39:48	杭は設計しておりますが、そういう表層だからどう、どこ。
0:39:55	C 層だかという。そういう物性をちゃんと取り決めてたりはしてる場所ではないところになります。
0:40:02	それと二つ目にいただきました、地下水については、
0:40:11	示しておりますが、今、ちょっと内容としては、表面から地表面下マイナス 2 メーターのところを設計上の設計水位としております。
0:40:23	で、そ、そういうふうに設置した根拠としましては、今建物のすぐ近傍で地下水の測定を連続して行っておりまして、これが、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



0:40:33	大体地下水、4メートルから3メートル二名というところで、地下水-2メートルを超えるようなこと、ところは全然見られませんので、
0:40:44	そういう中で二名地下水か、地表面か2メートルと設定しているというところにしております。
0:40:50	そちらも液状化のちょっと説明のところ、改めてご説明したいと思います。以上になります。
0:40:58	規制庁野崎です。ありがとうございます。また来週提出される中でその内容、先ほどのコメントについては、こちら確認していきます。はい。よろしくお願いします。
0:41:12	はい。お願いいたします。
0:41:16	審査書。
0:41:19	これ、
0:41:27	こちらから、その地盤に関するコメントは以上ですので続いて7条の、
0:41:34	地震について移りたいと思います。
0:41:48	規制庁の川村です。7条の地震関係なんですけども、まず
0:41:56	設計用の地震動の策定に関してコメントさせてください。
0:42:02	湯川元スペクトル。
0:42:04	作成しているかと思うんですけども、豊田大戸スペクトルの達成が申請書でいうと、添付の、
0:42:14	この1-5。
0:42:19	この1-5の、5ページ名のところですかね。
0:42:24	(2) 運用方法というのが記載があるんですけども、こちらの中で、周期FRSを、
0:42:34	地域軸方向に拡幅する際に、
0:42:38	保有周期のずれについては考慮しますが、物性のばらつきは考慮しないといった記載があるかと思います。
0:42:47	等、
0:42:49	トピックにしてるところが何かと申しますと、SSの、
0:42:54	これに関して、通すべき項目たスペクトルになっておりまして、1通その周期軸方向 $2 \pm 10\%$ の拡幅みたいなことをして、
0:43:07	こわくないんだろうなというのを、と思っておりますその理由がこの記載の部分なのかなと。
0:43:14	考えてはおるんですけども、こちらの説明のですねところの、そういった操作をする妥当性について説明していただきたいと思っております。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:43:28	以上です。
0:43:32	はい。リサイクル燃料城東京事務所牧内と申します。今のご質問ですけれども、まず水平方向N S E W及びU D方向の
0:43:45	ですね基本ケースについて、こちらに記載があるように、周期軸方向に±10%の拡幅をしております。
0:43:54	で、これに対してですね、ばらつきケースというものを新たに加えておりまして、こちらについては基本ケースに対する影響評価というところで
0:44:07	その±10%の拡幅を行った基本ケースに対して、そのばらつきケースを包絡するような形で、評価をしてばらつきのケースについても見込んだ以下をどうを、
0:44:22	曲線を作成しているという状況になります。
0:44:24	こちらについてはですね、先行の電力の方でも同じような形でですね設計を床応答曲線を作成しておりまして、そこに倣った評価というところでこちらに記載をしております。
0:44:39	説明以上です。
0:45:02	それから、私でしたよ。
0:45:04	それだったら、
0:45:07	説明は規制庁カワムラで説明の方おります。
0:45:14	申請途中に、床応答スペクトルS sのスペクトルが載っておるかと思うんですけども、後ろの方ですね。
0:45:28	19 ページ以降ですかね。
0:45:30	5-1-5の19 ページ以降でスペクトルがあるかと思うんですけども、この中で各基準地震動のスペクトルを示していただいて、
0:45:43	名前別途でですね、おい、示していただいて拡幅させることがどうなるかといったようなものを示していただくことは可能でしょうか。
0:45:56	リサイクル援助、ちょうど東京事務所木内です。今の趣旨承知いたしました現状すべての包絡の波で、設計を床応答曲線を示しておりますので、
0:46:08	補足説明資料の中でですねそれぞればらつきケースと基本ケースというものがわかるようにしたものを作成してこちらを提出させていただきたいと思います。以上です。
0:46:20	はい。規制庁河村です。よろしく願いいたします。
0:46:26	規制庁の川村で、続いてなんですけども、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:46:33	今回Sクラス、基準地震動を用いる評価を使うものについて清家委員に高校2の検討していただいているかと思うんですけども。
0:46:46	水平2方向の考慮にあたってはSRAを用います右田記載があるかと思っております。
0:46:55	こちらなんですけどもSRSSを使う場合にはですね、設備機器の応答軸、
0:47:04	が明確であることをまず説明していただきたいと思っております。
0:47:10	特に滑空ですね、今、トラニオンと直交する方向のみの評価をしておいてから日本の方向に対して、
0:47:21	1.5回位の裕度を持ってどうかの検討を行っているかと思うんですけども、そこから10-45度回転させた方法。
0:47:31	であったりとかですねそういったのを見せていただいた上で今検討している方向が、
0:47:38	地震に対して
0:47:40	顕著に応答を示せる方向である。
0:47:43	ていうのは説明していただいた上で、SRA施工が妥当だと判断できるかと思しますので、そういった説明をお願いいたします。
0:47:56	はい。リサイクル援助東京事務所木内です。今ご説明の通り、SRSS法を適用するということですので、まず応答軸が明確になっているところを説明する。
0:48:09	という流れになると考えております。ただしですねちょっと野瀬添付資料の方ですね誤解があるような表現になってしまっているんですけども、RFSのですね、水平2方向の、
0:48:24	真木家の方の評価なんですけれども、そのSRSS法というところで、用いるということで表現しているんですけども、実際の詳細評価の部分ではですね。
0:48:35	保守的にNSとEWの方向最大値が加わるということで仮定してベクトル合成をして評価をしています。ですので実際はSRSS法適用ということになってはいるんですけども。
0:48:51	関敷地のところで簡易的にそこを見て、実際の評価では、ベクトル合成で最大値を用いていると、というような状況があります。
0:49:01	こちらについてちょっと添付のだけでは読み切れないので補足説明資料の方で提出をさせていただきます。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:49:08	で、その場合はですね今日、どちらもですね教授 9 というところをご説明するわけではなく最大 1 点、ご説明させていただくと。
0:49:20	いう方向で補足説明資料を作成させていただこうかと考えておりません。
0:49:25	以上です。
0:49:33	はい。規制庁川村です。承知いたします。
0:49:39	資料の方、提出さ、通していただいてその内容についてこちらの方で確認したいと思っております。
0:49:51	昨年ちょっと東京事務所の現地です。よろしく願いいたします。
0:50:01	はい。
0:50:03	規制庁の吉村です。今のちょっとカワムララーの確認とですね、ちょっと重複食う。
0:50:12	そういう部分があるかと思いますが。
0:50:15	ちょっとちょっと違う同じような内容でちょっと違う視点でちょっとコメント確認事項を伝達します。
0:50:22	土佐。まず水平 2 方向のですね。
0:50:26	組み合わせの間、考え方。
0:50:29	日本語の組み合わせの考え方が一応一応 S R S S 校ということで、
0:50:35	確かに
0:50:39	設備機器系の方は S R S S そうなんですけど、
0:50:44	建物の方は別の方、
0:50:48	件数がかかる組組み合わせ係数法っていうかな、もう一つ、
0:50:52	S R S じゃない手法で使ってたかと思うんですが、
0:50:58	何か建物と設備機器、考え方を変えている理由っていうのがあれば説明していただきたいと思います。
0:51:07	1 点目はこれです。
0:51:11	あともう 1 件確認します。まず最初に、
0:51:18	リサイクル燃料貯蔵東京事務所木内です。まず機器系の水平 2 方向の考慮についてなんですけれども、ちょっとですね先ほどお話した通りですね、
0:51:31	水平 2 方向の江藤力がですね同時にかからないところを基本的に考えて設計というところを行うんですけれども、ちょっと気液系はですね。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:51:43	かなり保守的にどちらも同時にかかるということを前提仮定して評価を行っていますので、ちょっと風景の評価についてはですね。
0:51:54	通常のやり方とよりもかなり保守性を見込んだ評価になっているという点があります。
0:52:02	以上です。
0:52:04	はい。はい。リサイクル燃料貯蔵の寺山です。建物関係についてなのですが。すいません申請書でいきますと、すいません。
0:52:18	うん。
0:52:19	す。
0:52:20	そこで平成 1391 ページお願いします。
0:52:35	こちらからちょっと、建物の水平 2 方向に対する評価を行っているものになっております。
0:52:41	別に藤方向については、今おっしゃられたようなところで、の、ちょっと違う違う方法をとってるところあって、一つは
0:52:52	3次元のモデルを使って、それとの比較、1次元との比較等を行った割増の係数高というところを使ってるものと、もう一つは組み合わせ係数を、
0:53:03	米国のレギュラトリーガイドに出てる、組み合わせ係数法というものを 用いております。
0:53:08	これはちょっと既往の建物等でよく使われてる方法というところになる のですが、この辺りにつきましては、ちょっと図で、資料中でいきます すと、申請書の 2 ページ後、
0:53:21	猪俣、192 ページ、先生、PDF で 5393 ページになりますが、
0:53:28	縦もノーで、影響が、それに方向での影響が大きい部分としましては、 応力がグカク部に通知するということで、規則スラブ及び杭の、
0:53:40	合格分のところについて、荷重が集中するところを、になります す。そういうところがありますので、そういうところに対して、組み合 わせ係数法を用いて、
0:53:53	そういう他の水平分離方向の効果を見ると、いると。さらには、下の② 番の方ですが、こちら
0:54:05	建物全体で見ると、3 の採算条件的な応答特性で見ると、佐野耐震駅と か 2 の面外力とか、やはりちょっとねじれとかの影響によりまして、耐 震平均に

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:54:18	応力が約3次元的にちょっと応力がかかるっていう効果を、が想定されるというところで、このような効果が見られるところには、3次元も、このちょっと後ろの方に出てきますが、
0:54:30	3次元のFEMモデルと、質点系のモデルから出した割増係数というものをを用いて、終わりました形で他の建物の部材の評価を行うということで、
0:54:42	それぞれのちょっとそういう応力の集中のものを想定した、して、それに合わせた割り増し等各手法をとってるというものになります。
0:54:55	はい。以上になります。
0:55:00	規制庁の吉村です。ちょっと個別の説明はいただいたのでわかったんですが、
0:55:09	ちょっと基本的に荷重のかかり方で使い分けをしてるようなので、これちょっと書面でもいいんですが※2事項の回答。
0:55:20	資料という形で
0:55:21	危険を含めてですね使い分け形を、どういう特徴のものに対してどうやってるという、実際に申請ではそうふうに使ってるということが、
0:55:31	わかるようなちょっと説明をちょっと追加で。
0:55:36	資料でお願いしたいと思います。
0:55:41	リサイクル燃料貯蔵東京事務所牧口です。そうしました。水平2方向の評価方法の使い分けについてわかるような形で資料にまとめて回答いたします。
0:55:53	よろしくお願いします。
0:55:56	それとですね次の確認事項、さっきちょっと
0:56:03	とカワムラの確認事項の中でええとまきや救う。
0:56:09	台帳の方のキャスクですね、が台帳のキャスクの。
0:56:14	水平2方向の影響を確認がありましたが、
0:56:21	基本的には同じことなんですけど。
0:56:26	とりあえず水平2方向が、を考慮した時、2、
0:56:31	A棟が以上の上に乗っかってるキャスクっていうのは石野円筒形。
0:56:38	ですね、画題ちょ該当キャスクを一体で考えた場合には、
0:56:43	応答軸ってのは比較的明確だとは思いますが、
0:56:47	現実的に秋谷すくうわーが代表の植野キャスクは4.67に、トラニオンのところを固定、
0:56:57	金具で、固定されているっていうか止められているという、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:57:02	モデルになった。
0:57:04	てるんですね。これ
0:57:08	ちょっと気にするのは、
0:57:12	台帳にがたい、そのままの影響というむしろ課題の上に乗っかってるキャスクの挙動なんですけど。
0:57:20	安くキャスク自体が円筒形なので、
0:57:23	いわゆる通常今考慮されている。
0:57:28	水平垂直、
0:57:30	もしくは45度もあるかもしれませんが、
0:57:33	そういったものをいわゆる、医師の課題と一緒にマネジれるっていうよりも、
0:57:43	例えばですねねじりみたいなものが、当然これ水平2方向って最大値は一緒にならないんで、
0:57:50	どちらかが最大値になっても大きいっていうケースはあるんであると思うんですけど。
0:57:55	ねじれレジでですね、円筒形がネジある方法2、
0:58:00	応答が出ないかっていうのがちょっと気2なってます。
0:58:04	で、
0:58:06	現状のモデルそれ、そのためにですね、今、今あるモデルっていうのがちょっと、
0:58:14	資料の中では、明確にちょっと読みきれないんですが、
0:58:18	当ダイトキャスクは、
0:58:25	1種で定年で固定されているようなモデルを作られて評価してるふうにちょっと見受けられるんですが、
0:58:34	実際には
0:58:36	トラニオン等固定装置でも、
0:58:40	この場合には、V
0:58:43	が主要なその固定部になってますので、
0:58:46	小トラニオンと固定装置の剛性によってはですね。
0:58:53	熊毛事例とかは、実質的にはこういう値も本当は変わってくると思うんですけど。
0:58:59	その辺が考慮されていれば、
0:59:03	そういった応答が見れるんですが、現在そういうモデルになってないように見受けられるんですが、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:59:12	その辺、今のここの評価モデルの妥当性を含めて、
0:59:18	水平方向、
0:59:21	2方向が入ったときの挙動について、
0:59:27	先ほどの
0:59:29	カワムラの質問と同じような中になりますが、現在の応答軸以外のの応答が出ないかどうか、説明をしていただきたいと思います。
0:59:44	はい。リサイクル燃料町東京事務所ケージです。
0:59:48	まずですね、最初ねじれと応答軸以外の音が出ないかというところで、
0:59:59	金属キャスクに関してのお話かと思えます。まずキャスク単体で言いますと、かなり剛性が高いものでもありますし、円筒状というところで、ねじれが鼻必ず出ないと。
1:00:15	いうところではないんですけども、当然クドウの方向にかかっても強度的には問題ないのかなと思っております、
1:00:24	実際のモデルのお話でどのように先ほどこういう値が変わるのではないかというようなお話もあったんですけども、これはですね実際トラニオン。
1:00:36	ごめんなさい。今、申請書の中ではですね、先ほどおっしゃった通り、金属キャスク等を貯蔵架台提案の底面で固定されてるようなモデルで評価をさせていただいております。
1:00:49	で、実際にこの金属キャスクの固有値を求める際にはですね、貯蔵外来も一体として評価をしまして、その際にはですね。
1:01:01	並進ばね場外の方を仙波に見立てたりというところでモデル化を行っております。こちらについてはですね今発生しております補足説明資料の中でですね。
1:01:13	初動がダイオードのような場面として模擬して、キャスクの変位またはトラニオンの固定状況、そういったところもですねどのようにモデル化したかというところはですね、ご説明させていただいて、
1:01:26	いただこうと考えております。ですのでモデル化についてはですね補足説明資料の方でご説明をさせていただきたいと思えます。
1:01:35	で、ねじれ等の応答軸以外の音というところで先ほど、キャスクの方に限定したというようなお話があったかと思うんですけども。
1:01:46	こちらまず評価をするのであればちょっと方法を考えなければいけないのかなと思っているんですけども、
1:01:56	どのようなイメージでのを、ご回答を。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



1:02:00	差し上げればいいのかというところでちょっと考えております。まずはモデル化の方をですねご説明して、回転方向の校了をしているというところを、
1:02:12	ご説明するという方向でよろしいでしょうか。
1:02:17	そうですねまず現在のモデルの、例えばばね定数を講じますとか、今言ったように、定年固定でやってますので、
1:02:28	現在のモデルがこうやってると、実際ちょっと私がちょっと気にしてる。
1:02:35	ところのその生命固定っていう条件。
1:02:39	だと実質的にはねじれて出てこないんで、
1:02:43	ボルト等トラニオンの剛性がある程度考慮した場合に、
1:02:48	これゲンキー新たな解析をやるかどうかっていうのはちょっとまた別の話なんですけど、
1:02:54	そういったところの影響が出てこないかどうか、出てこないという。
1:02:59	説明ができるのであればそれで結構ですけど。
1:03:03	そこが、これはトラニオンとか、固定ボルトのところの、
1:03:08	造成を考慮した場合に
1:03:14	どういった共同。
1:03:16	現在出ている結果とちょっと違う答えが出てくるでした。
1:03:21	それがや、モデル化したねじれて出てこないっていうのであれば、それはそれで、
1:03:26	いいと思うんですけど。
1:03:27	その値がまずその違いを説明していただいてから、
1:03:35	まずその違いを説明して長崎かなっていう感じがします。
1:03:42	はい。リサイクル燃料貯蔵徳山敬一です。ご指摘の通りですね、まず保有周期の算出の際にですねどのようにちょっと我々の、
1:03:53	ばね定数の算定をしているという部分をですねご説明させていただいて、その後剛性トラニオンだったりとか固定装置のですね。
1:04:03	剛性の見込みというところで確認いただいた上で、また次にもしコメントがあればそこでご説明をさせていただくというところで進めたいと思います。よろしく申し上げます。
1:04:18	そうですね
1:04:21	基本的なそのモデルの
1:04:24	モデルの説明をしていただく後にそのモデルを、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:04:28	をベースに、水平 2 方向の影響というのが出てくるのかどうかというのを、
1:04:33	同時でも結構で別でも結構ですが、説明いただくという流れになるかなと思います。
1:04:45	昨年上長と上島啓二です。承知しました。
1:04:54	搬送体制。
1:04:57	規制庁の吉村です。次ですね。
1:05:02	搬送台車の
1:05:07	耐震評価について、
1:05:09	確認をさせていただければと思います。
1:05:13	この今回示されてる資料の
1:05:20	使われている。
1:05:22	特に確認させていただきたいのは、着荘司の評価。
1:05:27	です。
1:05:30	いわゆる s h a l l 庄子はキャスクで言えばキャスクが体のワンセットのものが固定されてないという状態。
1:05:38	での評価になりますので、
1:05:42	この評価の中、内容についてですが、
1:05:45	今回はエネルギー時間累積評価法っていうのが、
1:05:50	使われて、
1:05:52	これ自体この評価手法自体おそらく前回の、
1:05:56	許認可の申請ですね、平成 20、
1:06:00	2 年の申請でも多分これで使われて説明されたんじゃないかなと思いますので、
1:06:05	この内容、
1:06:07	月の妥当性云々については特に確認、
1:06:11	する予定はないんですけど。
1:06:16	を作り、それちょっと繰り返しになってしまってしまうかもしれませんが、まずこの評価方法じたいが、
1:06:25	どの程度の実績のあるものかということをやっとまず確認させていただき、
1:06:30	いわゆる適用実績、
1:06:32	というものに、まず、示していただきたいと思います。
1:06:38	それと

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:06:40	これロッキングの評価ですね労金の評価。
1:06:44	いわゆる普通の線形の解析ではなくて、
1:06:48	非線形の問題なので、当然これ実験で、この内容については検証しているという前提に立って、
1:06:58	いると思います。実際これ
1:07:01	資料も見させていただきましたが、これは
1:07:06	電力中央研究所等々でやってる実験とかそういったものを多分ベース。
1:07:14	ベースとされているんじゃないかなと思いますが、
1:07:18	その場合ですね、
1:07:21	実際に実験であった条件等、特に入力動ですね、神保クドウの大きさとかスペクトルとか、
1:07:30	実際に実験でやってる条件と、今回申請、今回
1:07:35	加速能レベルが多分前回かなり上がってると思いますので、
1:07:40	今回の申請における入力条件、
1:07:45	どう、
1:07:47	に当てはめても問題ないということ、
1:07:50	説明いただき、
1:07:51	いきたいと思います。
1:07:53	これはなぜかっていうと、
1:07:57	今回参考資料でいただいている。
1:08:01	補足説明資料で、
1:08:05	補足説明資料の13番の07っていうやつで搬送台車の耐震性っていう、
1:08:12	資料。
1:08:13	提示いただいてますがその一番最後のページですね。
1:08:20	一番最後のページー2。
1:08:23	運用加速の都道府県様とかクドウの関係っていうのがあるかと。
1:08:28	言いますが、
1:08:32	ちょっと私の、
1:08:34	既存図1っていうのはそうですねそういう見方が悪いかもしれないですけど、
1:08:39	今回適用しているのはエネルギー時間累積評価法のケース2気圧長大ウツミやつは、
1:08:47	真ん中の太い線のラインですよ。
1:08:51	真ん中の付箋のラインで、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:08:54	実際に試験をやっ
1:08:56	たのは、近く意見だと、これ。
1:09:04	実験でやってるのは6メートル／sec次長大体、
1:09:11	コンマ6g。
1:09:14	ぐらいですね6度があるぐらいのところでやってるんですが今回や、それより大きいところ。
1:09:21	なるので、
1:09:25	これ適用長問題になるのかどうかという、
1:09:28	起ころうについてちょっと。
1:09:31	確認して説明をお願いしたいと思います。
1:09:35	それとですね、あわせて
1:09:39	図1でちょっと、
1:09:41	確認させてもらいたいのはこの図1を見ますと、例えば、
1:09:47	転倒元で、現在確度っていうのが下の方にありますので、
1:09:52	点々で書かれている検討限界角度に、
1:09:58	そのケース2、2ってやつを、
1:10:03	の延長線を見ると、
1:10:05	10メートルですけど大体1g。
1:10:07	1gぐらいでこれ検討するっていう結果が、
1:10:10	補足のレベルで見れば値
1:10:13	1時で点灯するってことになっちゃうわけですけど。
1:10:17	多分この店頭見解角度は、
1:10:21	点、速度で評価してるところで、
1:10:26	転倒しないということになってるんでしょうけど、この辺の関係がちょっとよくわかんないんで。
1:10:31	これであと転倒。
1:10:34	1時頃抵抗するように見えるんで、
1:10:36	その辺評価条件として、
1:10:41	画像等なく、妥当ということで、説明されてると思うんですけど、ちょっと妥当性について説明していただければと思います。
1:10:55	はい。有井専務。
1:10:58	まずは不能転倒評価。
1:11:02	2ページですけども、認可と同一の方法で評価の方は実施しております。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発音者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:11:09	いただいたお話で
1:11:13	試験結果よりも現在の S s の方が、高伊井を試験結果使えるのかどんな調整の部分の話ですけども。
1:11:23	今補足説明資料のほうで記載してるのは
1:11:28	参考文献等してるものよりも、それよりも高い、なんですけど、実験結果のものもありますので、そちらも含めた上で、もう一度ご説明させていただければなと思っております。
1:11:44	イトウとしましては止まります。それで
1:11:50	間違った加速度間違った波であったものがあればそれも含めて、
1:11:55	ちょっと図は適切じゃないんじゃないかなっていう気もしますのでちょっと。
1:12:00	適切なものがあれば、それをもって説明をしていただければと思います。
1:12:09	昨年ちょっともらってですはい。
1:12:12	補足説明資料の方改定しまして、改めて回答いたします。以上です。
1:12:18	ちょっと木曾あわせて所確認したいともう 1 点、もう 1 点ありますが、これは教えていただきたいというレベルなんですけど。
1:12:32	今回いただいている資料にも書かれてるんですけどもロッキングがこれを切るっていう前提で評価して、
1:12:39	ロッキングが起きるとですね
1:12:43	ロッキング、固定されてる部分なので、こういう振動数って言い方はちょっとおかしいんですけど、60 条の固有振動数みたいのがあって、
1:12:52	それがロッキングが起きていくとだんだん低い方に、
1:12:56	固有周期でいうと長い方ですね。
1:12:59	こういう周期でいくと長い方向にずれていくという、これいただいている補足説明資料の別紙 1 とかなんかにですねかい。
1:13:09	そういうふうを書いてあるんですけど、
1:13:11	そうする等、
1:13:13	例えば今
1:13:16	1. 何 g とか言ってるのは、これは
1:13:19	固定されてる時の新藤氏が、
1:13:22	固定されてる時の固有値に対する加速度なので、実際にそれよりも長周期側に出ると。
1:13:31	もっと高い加速度が 6 点が起きれば、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:13:34	何か速度を考慮しなければいけないんじゃないかなと思うんですが、
1:13:40	こういった口、
1:13:42	振動数の違いによる加速度の差は、
1:13:45	どうやってこの解析の中ではどういうふうに取り扱われているのか。
1:13:51	教えていただければ、
1:13:55	ちょっと説明していただければ、助かる。
1:14:02	はい。リサイクル燃料貯蔵の室和気です。起こし今おっしゃった話としては、徴収キーになりずれて、加速度の方が、
1:14:12	上がってきますよということに対して、だと思うんですけども、それについて固有周期対応、決めてここの部分での評価という形。
1:14:24	をとっております。
1:14:26	そのため徴収キー。
1:14:29	有井での評価というのを、
1:14:34	例えば展示するか。
1:14:37	すぐぱっと出ないんですけども、
1:14:40	記載してはいるんですけどもうちょっと資料の方も確認した上で、
1:14:45	もう一度ご説明させていただければなと思います。そうですねちょっとちょっと即答は難しいと思うのでこれはちょっと確認していただいてちょっと資料で説明いただければと思います。
1:14:56	はい。井関委員長戸村です。会議資料の方で改めさせていただきたいと思います。以上です。
1:15:08	以上です。はい。
1:15:13	じゃ、
1:15:14	すいません、野崎ですこちらから、地震に関するコメントは以上です。続いて、
1:15:23	苦情、外部事象について、何点かコメントいたします。
1:15:30	まずちょっと私の方から2点。
1:15:33	1点目は、これ降下火砕物に対するその腐食の関係ですね、キャスク表面にその塗装等を行ってある。
1:15:44	塗装等っていうのはですね。
1:15:47	多分これ、許可整合市場今見ると、多分何か構想及びなんか自主的に自分た条文に対策補助方針って多分こういうところではないかなと思うんですが。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:16:00	その等っていうのはですね具体的に添付資料で明らかじゃなかったんでこの辺りは、
1:16:07	具体的に何を想定してるのかっていうのをちょっと追記いただきたいと思いますし、今わかるようでしたら、口頭で説明いただけます。
1:16:19	はい、R F Sむつの笹戸崎です。
1:16:22	先ほどいただいたコメントなんですけれども、方についてはご理解の通り
1:16:31	渋田常務の自主的な対策として、
1:16:35	保護カバーを取りつけるということをイメージしております。それに加えて、運用的なことについても、
1:16:45	この頭の中に含んでいるという認識です。
1:16:49	そしてですね申請書のページでいきますと、
1:16:55	2063 ページをお願いします。
1:17:08	2063
1:17:10	A 1、
1:17:19	江藤火山の添付資料 7-3-3。
1:17:23	の火山の評価方針。
1:17:25	なんですけれども、
1:17:29	この中の 5.3 ポツ、
1:17:38	O. 3 ポツの (1) 。
1:17:41	もう下の 2 行目から、見ていただくと、
1:17:46	金属キャスクへの塗装及び運用によって短期的な腐食が発生しない設計としますということが記載されています。
1:17:56	運用っていうのを細分化しますと、例えばその点検だとか、
1:18:05	キャスクに付着している範囲の分析だとかっていうことが、その運用というものに包絡されています。
1:18:14	ですので、旋風で全く触れてないよっていうことではなくてその運用というもののの中に、自分ら上部への、
1:18:23	取り付けだとか、
1:18:29	後は、
1:18:30	点検、
1:18:32	委託した範囲の分析、
1:18:35	それらも含んでいるということで、足りてるという認識ではあるんですけれども。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:18:40	その運用というのを細分化してかみ砕いてもう少し変えてくれっていうことであれば、補正で反映したいと思いますけれども。
1:18:47	以上です。ですね話はわかりました。運用っていうのは結局保安規定に定めるような点検とかそういったことですかっていう理解でよろしいですか。
1:19:00	R F S 笹木です。
1:19:02	その認識でおります。
1:19:04	ですので節項については、運用というところまででとどめさせていただければ幸いです。わかりました。わかりましたその内容で結構です。はい、ありがとうございます。
1:19:17	あと、私から2点目です。これワー竜巻、竜巻のところの話で、
1:19:27	基本設計方針のところにもですね、飛散防止措置として
1:19:35	固縛する、バスとかコンテナとか書いてたと思うんですが、固縛する設備が対象として選定されてるとは思いますがその固縛のですね評価っていうのが、
1:19:50	具体的にこの添付に書かれてなかったのここは補正で追記いただきたいと思ってます。あわせて具体的に固縛する設備っていうのは、この申請書を読むと、これ昆コンテナでいいんでしょうか。バスは待避するっていうことで、
1:20:08	その理解で正しいでしょう。
1:20:13	R F S むつの笹木です。大崎さんが言われている、固縛の対象として、何が上がってるのかっていうことに関し、
1:20:25	ではですね、実際第1回申請で電源車が設工認対象として、エントリーしております、それに関しての固縛装置。
1:20:35	の固縛強度。
1:20:38	についても、経産省、添付させていただいております。
1:20:41	それで、それ以外のコンテナだとか、
1:20:45	それに類する大型の資機材に関しましては、設工認対象なのかということに関して言えば、全然設工認対象に上がってくるような設備ではないと。
1:20:56	いうふうに認識しております。
1:20:58	従って
1:20:59	設工認で補正するっていう、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



1:21:02	中には含まずですね、保安規定でやっていく内容になるのかなというふうに思っています。
1:21:09	それで前回の第1回申請の補足説明。
1:21:13	番号でいきますと節1の方の011-02回内っていう、
1:21:21	補足説明。
1:21:23	の6ページをお願いします。
1:21:34	1.3ポツで、
1:21:36	段階申請の、
1:21:38	設工認対象として、竜巻でゴバクするといったものの設備としては、電源車が上がっていますよっていうことが、ここで記載されています。
1:21:49	そしてその次のページをお願いします。
1:21:55	植野産業以降真ん中ぐらい、1点サポートの続きですが、ここでは、今後、類似の設工認対象となり得る設備が出てきた際には、
1:22:06	設工認に記載しますっていうことが書いてあります。
1:22:11	従いまして、そこに該当しないものに関しては、今後、
1:22:16	後段規制である保安規定、運用の中でやっていくものというふうに認識しておりますので、
1:22:23	それからしても、やはり設工認で補正するということは、現時点では考えておりません。
1:22:30	以上です。
1:22:32	院長。
1:22:33	さっき言ったと。
1:22:36	江藤規制庁の河村です。
1:22:38	以前のヒアリングでもこの点で議論させていただいたかなと思う、思うんですけども、確かあの本テナントとか、
1:22:48	今、設計飛来物にしているものよりも、影響と影響の度合いとしては小さい。
1:22:55	ものという認識ではいるんですけどそれはよろしいでしょうか。
1:23:03	R F物の里だけです。設計飛来物を超える、影響を持つものとしてはコンテナが有力なものとして挙がっています。
1:23:14	ですから、コンテナが、もし設工認対象としてエントリーされるべきものであって、それが構内にあるのであれば、それはしかるべき、固縛等の対策を講じるということは我々考えて、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:23:28	行く必要はあるんですけども、現在においてコンテナは構内にありませんし、実際、コンテナ自体が、例えば何かの事故の対象のために必要になるものっていうものでもないので、
1:23:41	現時点では、コンテナは構内にありませんし、今後例えば、事故の対処のために重要な機器をそのコンテナの中にしまって構内に、
1:23:52	置いておくんだっていうことであれば、それらも含めて固縛をして保管しておくということになるかと思います。
1:24:00	ですからそのコンテナは、設計飛来物は、超える、影響はあるので、
1:24:06	構内に、しかるべき設工認対象としてエントリーしているのであれば、
1:24:12	ぜひその設工認対象として、
1:24:15	第3の1本に前倒しして、固縛の教育評価なんかも、
1:24:21	申請することになるかと思います。
1:24:24	以上です。
1:24:25	はい。瀬山河村です。江藤岡が承知いたしました。江藤。ちなみに、全然、
1:24:34	川砂とカトウ関係なくなってしまうんですけども。
1:24:37	現在その主施設の中にコンテナ等がない。
1:24:43	という話でしたけど、
1:24:45	この本店の評価対象として上げた経緯って何かあるのでしょうか。
1:24:54	R F Sむつの笹崎です。福間から5年ほど前になるんですが、許可の審査にあたって、
1:25:06	構内、
1:25:06	もしくは郊外にどういうその飛来物になり得るものがあるんだという多くダムをしております。
1:25:13	その際に構内にあったコンテナ、たまたまその時にあったもので、それを飛来物になり得るとして、エントリー、
1:25:23	しているものであって、現時点であるものもありますししないものもあります。コンテナという先ほども申した通り、構内にはありませんし、
1:25:34	今後持ち込む際には、きっちり工場かなんかの対象。
1:25:40	措置を講じる形で、申し込むと。
1:25:46	ということになるかと思います。
1:25:48	基本的には持ち込まないってことを前提にして、
1:25:53	運用していくことになり、なるかと思います。以上です。
1:25:56	長イシイですけど、今

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:25:59	発言の中で、設工認対象じゃないかなってというのは、
1:26:04	電源車が安全機能を有する施設としてチェック工認対象であるのに対して、コンテナは、
1:26:11	安全機能を有する施設としての鉄鋼に対象じゃないから外してはっていうお話をしたいということです。
1:26:20	R F Sむつの笹木です。石井さんがおっしゃる通りで結構です。
1:26:24	院長ですけども、そうすると、
1:26:28	さっき峯からお話された通りコンペアを入れるような形になった場合は、結構人の変更認可申請を出して、
1:26:38	それが返還されるまでは今期は入れませんっていう形を取るっていうことです。
1:26:45	R F Sむつの笹須崎です。そういう趣旨ではないんですけども、衛藤コンテナを持ち込む際に関しては
1:26:57	基本的には、
1:26:59	屋内に置いてくような形、
1:27:02	する運用になるのかなど。
1:27:05	申し込む場合においては、規制庁イシイでしょさっきの発言の中で、固縛を強化しなきゃいけないっておっしゃってたのと、
1:27:16	そういう何ですか施設の中にいるから、もう固縛の対象ではないというふうに説明しようとするのかそこはどちらがあるんです。
1:27:26	R F S水を差すだけです。コンテナは基本的にコンテナ、
1:27:31	として使う、使うのであれば、原則持ち込み禁止なんですけれども例えばそれに何らかの
1:27:40	措置のために必要な機器を入れておく、それを屋外に置いておく建屋の近くに設置しなければいけないというものが、もし今後発生してきた場合においては、
1:27:51	設工認対象になり得るので、
1:28:00	その場合は、固縛の評価なんかも、
1:28:05	して設工認申請するという形になろうかと思います。
1:28:09	よろしいですけども、すいません。
1:28:11	電源車を交付しているのはペア竜巻0メートル最大来たときに、それが引き上げられて、建屋にぶつかるっていうことがあったら、
1:28:24	営業部から固縛して等がないようにしてるっていうふうに、
1:28:29	設計方針になってたと思うんですが、そこは理解は正しいです。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:28:36	土佐。
1:28:38	R F Sむつの砂層だけです。その理解です。ちょっと今即答できない部分があるので、後日整理しまして、もう一度改めさせていただきます。以上です。
1:28:51	すいません。規制庁河田ですけども、コンテナについては許可の審査時点では施設内にあったので、
1:29:01	評価対象としました。
1:29:04	ただ設工認の審査の、今現段階においては撤去しており、今後持ち込む予定もありませんと、一言言ってくればそれはそれでいいのかなと個人的には思うんですけどもいかがでしょうか。
1:29:24	大浦ですけども。
1:29:26	R F Pむつの笹木です。
1:29:31	R F Sむつの颯爽オザキです。
1:29:34	今後、本提案に関しては、設計飛来物を上回るってことが明らかになっているので、申し込む予定はないんですけども。
1:29:46	もし、下刈りに持ち込むということがあった場合においては、当然ながら評価をして、
1:29:53	しかるべき対策をとっていくってということになるかと思います。
1:29:57	規制庁林です。官民の変更認可を出して、
1:30:01	ちゃんとそう民間を受けてからでないで落ち込まないっていう考え方になるということです。
1:30:09	4、
1:30:10	はい。
1:30:12	すいません。R e ツムツムイトウです。
1:30:16	ちょっとすいません整理をさせていただくと、ちょっと設工認対象対象じゃないって話はちょっと入ってきちゃってるのでわかりづらくなってんですが、平たく言うと、コンテナみたいな資機材、
1:30:28	基本的に不要なものは持ち込まないとまず大原則であって、
1:30:33	ただどうしても持ち込まなくちゃいけないものは、運用の中で、設計飛来物を超える超えないという評価をした上で、仮に影響が大きいというものについては、設工認とは別に運用の範疇で、固縛なり固定をするっていうスタンスです。
1:31:20	そうですねども。
1:31:23	よろしいですよ。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:31:34	すいません。規制庁河村ですけども、小澤さん先ほど何か発言されてたかと思うんですけども。
1:31:43	藤布田。
1:31:44	江藤。私の要請を行ってます。
1:31:50	おばあさんちょっとあれです。
1:31:53	あれ、東京事務所すいませんちょっとお母さんの音声かなり小さくていいとちょっと聞きとれておりません。
1:32:00	すいません。ちょっと待ってください。
1:32:03	設定変えます。
1:32:10	オザワですけども、聞こえてますか。
1:32:13	はい、東京事務所ですと今ありました。
1:32:23	現状現在聞こえてますかね、小さいよ。うん。
1:32:28	小さいまだ小さい。
1:32:30	多分、
1:32:40	戸沢ですけども聞こえてますか。大きくなりましたはっきり言ってます。
1:32:45	了解です。衛藤。
1:32:47	綿Cの方の意見としましては、まず野川玉村さんと同じで、
1:32:56	施設工認の申請書上で、許可で飛来物として評価を入れたということは許可制本のところで、今回入れない理由を明確に書いてくださいっていうことと、
1:33:06	運用にあたって今後の運用にあたってはR F Sのご発言の通りでよろしいかと考えています。
1:33:16	聞こえたでしょうか。
1:33:19	正式に聞こえました。
1:33:22	私の方はそのように考えてますけれども、ご検討いただければと思います。
1:33:29	申請書いっぱい。
1:33:31	他に。
1:33:39	フェイスのR F Sむつの佐々戸崎です。先ほどいただいた小沢さんからいただいたコメント、許可整合の観点からコンテナっていう記載を、
1:33:53	記載するよということ、
1:33:57	コメントの趣旨、理解しましたので補正で、その旨、明確に記載したいと思います。以上です。すいません或いは主務の伊藤です。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:34:06	今の言った趣旨を記載するのは補足説明資料でよろしいでしょうか。
1:34:12	補足説明し、規制庁座ですけれども。
1:34:17	補足説明資料ではなくて、申請書に記載してくださいということです。
1:34:24	許可整合の観点なので、
1:34:26	そういう必ずしもその許可の通りにしろってということではなくて、許可制方で時若干違うようなところがあるということであればこういう理由で来違うんですよということを明確にしてくださいというだけです。
1:34:40	それに対して我々妥当と思えばそれで問題なしということで審査をしますので、
1:34:47	R S物のイトウです承知しました。申請書のほうに反映いたします。以上です。
1:34:53	それとごめんなさい何か輸出のイトウですが、大崎さんの方からお話があった、先ほどT O T Oの藤のお話ですが、
1:35:04	等の内訳を申請書に書くという理解でよろしかったでしょうか。規制庁野崎ですそこはその必要はないと、今説明を受けたので、保安規定の範疇であれば、もう今のこの運用、運用というか運用っていう記載で結構です。
1:35:22	はい、承知しましたありがとうございます。
1:35:33	ありがとう。
1:35:36	規制庁の河村です。よろしければ私の方から外部事象に対して、幾つかコメントいたします。
1:35:44	まず森林火災の評価でございますが、こちら補足説明資料では3サイトを用いた評価。
1:35:57	をいただいておりますけども、申請書の方を見ると森林火災については、許可で決められた。
1:36:10	藤福士先ほど用いますとしか書いてなくて、申請書中にはそのF A R S I T Eを用いた評価が現状記載がないと。
1:36:20	思っております。許可時点においてもそのF A R S I T Eの評価については補足説明資料にしか記載がないと認識しております。衛藤%サイトウを用いたその評価。
1:36:33	に関しましては自前、
1:36:36	Dの評価を行っても行っているものですので、照査、詳細設計として、設工認の中で、添付計算書とすべきと考えておるのですけどもいかがでしょうか。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:36:53	R F S むつ本社の柿崎と申します。よろしくお願いいたします。
1:36:58	まず添付書類としてF A R S I T E の詳細の内容ですね事業許可の申請時点で、まとめ資料の内容みたいなところ、
1:37:10	平岩の数値っていうところに、まだ弊社として、添付書類の記載のレベル感ですね参考スタームさん等にしたのが、先行のちょっと発電所さんの例でございましてで、
1:37:25	要は特にまとめ資料のレベルの、細かい例えばF A R S I T E の地形植生発火点気象条件とか、そこら辺を改めてちょっとご説明して記載を審査対象、書くということはちょっと
1:37:38	想定はしてございませんでした。で、もう一度ちょっと趣旨の確認でございますけれども、その内容を添付書類として、差異を補正ですねという形で、
1:37:50	今言った地形測線確認書条件と、
1:37:54	まさにその島計算。
1:37:58	プロセスっていうか出力条件もすべて、もちろんちょっと記載を、問、入れるようにという趣旨でしょうか。ちょっと趣旨の確認でございます。
1:38:08	はい。規制庁の河村です。そうですねこのF A R S I T E を用いたそういった植生であったりとか気象条件であったりというのが施設固有で、
1:38:19	自分たちでこの値に設定しますというのを、説明してるかと思っておりますので、そういった面も含めて詳細設計なのかなと考え、今、
1:38:33	私は考えております。
1:38:49	R m 当社の柿崎です。ちょっとコメント趣旨については理解をしました。例えば
1:38:55	事業許可での審査内容これすべてもう一度記載し直して、もう1回審査をいただくということになると、何ていうか、
1:39:04	説明内容の重複ということもあります。例えば
1:39:08	評価の概要といいますか、少しくままとめたような形で記載をするというか、そういったような、例えば千田委員。
1:39:18	そのままというよりは直すというのはいかがでしょう。
1:39:22	規制庁の川村です。どちらかと言いますと補足説明資料からいじらずそのまま載せていただきたいんですけども。
1:39:33	言いたいことは許可ですすでに補足説明の中で、審査して

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:39:40	そこから何一つ変更ありませんと言っていたら我々もそうだ4年の隔年確認で終わりますので、どちらかという、何も手を加えない方が我々としては、
1:39:53	審査しやすいかなと考えております。
1:40:00	盗む損者の柿崎率、星野小穴承知いたしました。ちょっとすみません、くどいように申し訳ないですけども、昨年の12月6日にですね補足説明資料という形で、
1:40:12	今おっしゃっていただいたように、ある意味ちょっと事業許可のこのまとめ資料そのまま即説明資料という形で提出をさせていただいてございます。補足説明ではなくて、繰り返しですけど添付書類の
1:40:26	方でということで、承ったんですけどその理解でよろしいでしょうか。
1:40:32	はい。規制庁の河村です。そのように考えていただければと思います。なおですねその際に評価を見直して、何か変更があったとか、或いは別途その変更点については、説明していただければと思います。
1:40:51	すみませんネットRFSむつのイトウです。
1:40:54	ちょっと今の議論を踏まえてちょっと私の意見をさせていただきたいんですが、先ほど柿崎から話あった通り、
1:41:05	我々の今お出ししている資料の構成というのは発電の浦部他の事業所さんと基本的はよくなりをとっている内容となっているというふうに思っています。
1:41:16	江本FARSITE自体がガイドで指定されている、解析行動であるので、それを使って評価をすると、なおかつその内容については事業許可の中でご説明をさせていただいているので、
1:41:30	そのアウトプットを、そのまま設工認で使っていると。
1:41:35	要はその事業部長ができるか終えられたアウトプットを用いて、竹井なりの評価をするという記載がございますので、我々はその中で基本的に読めるというふうに思ってるんですがいかがでしょうか。
1:41:50	規制庁河村です。あくまでも許可の時点で許可をした内容っていうのは、本文と許可の添付書類でして。
1:42:00	まとめ資料は参考。
1:42:03	のもので、そういった意味でFARSITEの評価に関して等、
1:42:11	許認可の文章の中で、どこかに記載があるかって言われると、今ない状態。
1:42:18	と考えております。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



1:42:22	あれサイトウですね先ほどの事業許可出られた評価のアウトプットを用いてという記載では足りないという理解でよろしいんです。
1:42:33	規制庁河村です。他事業者等でもいいとそうだと思いますけども、ある程度、この外部事象関係。
1:42:42	ですね、火山であったり竜巻であったり外部火災森林火災なんていうのは、許可時点でどの事業者も計算はしてもらってます。
1:42:53	内容について確認した上で許可を出して、さらに設工認の中で添付計算書でこういったものを説明していただいておりますという認識なんですけども。
1:43:03	そうではないという考えでしょうか。
1:43:08	先ほど添付して欲しいと言った内容は、他の事業者も含めて、すべての事業者を確認したわけではないですが、我々よりさ、確認させていただいた事業者の範疇ではすべて補足説明資料に書いてある内容だと理解しています。以上です。
1:43:40	規制庁澤ですけども発言してよろしいですか。
1:43:46	お願いいたします。
1:43:48	私もあれですね河村さんと同様の意見なんですけれども。
1:43:58	他の事業者の状況がそういうことだということであれば、事業者の方も、どの、施設について調査をして、そういう構成になってるかっていうのを説明してください。我々の方もちょっと確認をします。
1:44:16	ということよろしいでしょうか。
1:44:19	はいR F Sむつイトウです江藤出野さん声、させていただいた事業者さん、をお伝えするということで理解しました。以上です。
1:44:30	か、規制庁川村です。そういった話で言いますと先に答えを言うと、試験研究炉は全部記載してる状態です。
1:44:46	規制庁笹です。状況を承知しましたのであと事業者の状況等を把握して、実用炉の方がどうなのかというのを踏まえて、
1:44:56	精査すればいいかなと思いますけれども。
1:45:02	I Rゆすり当日連休を変えました。
1:45:14	すいません或いは柿崎ですけども現時点でちょっとお伝えできる範囲としては、
1:45:21	日本原子力発電の東海財源発電所とあと東京電力さんの提携。
1:45:26	フォロワーの参考にさせていただきました。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:45:29	ちょっとその他もちょっと調べてご連絡するよういたします。以上です。
1:45:40	はい、江藤です。よろしくお願いいたします。
1:45:46	規制庁河村です。この件についてよろしければ、次のコメントに移りたいと思います。
1:45:54	続いて、当該部署で落第関係でございます。
1:46:02	らくらいーによる火災防止に対して衛藤平井設備を、
1:46:07	設定しますと、いった記載があるかと思えますけども、準拠基準規格の方見ますと、実の 4201 について、1992 年と。
1:46:19	と記載があるのですが、当施設Ⅱが、建てられた認可を受けて建てられた年度を考えると、JIS 基準、
1:46:31	JIS 規格としては 2003 年版が最新かなと思っておるんですけども 1992 年版で問題ないでしょうか、確認させてください。
1:46:45	はい。リサイクル燃料貯蔵の寺山です。
1:46:48	こちら、
1:46:51	そうですねこちらですね 2992 年まで問題ないと考えております。そちらの案の流下ですね、こちらの回数で実施 4201 というところが
1:47:05	避雷設備関係の技術になるのですが、おっしゃる通り、1992 年版の休日等 2003 年版の神事数があります。で、それに対して、
1:47:17	家建築基準法関係のちょっと告示の方ですね、
1:47:23	2、ちょっと改正があったときに、とですね、古井の 1992 年の字数は、203 年版の。
1:47:34	基準に適合するものとみなすというように、ちょっと見直すので同じようにみなせるというようになるちょっとそういうふうな文書がありまして、古井坂も使えるようになっておりますので、こちらは問題ないと考えております。以上になります。
1:47:50	はい。規制庁河村です。お答えについては承知いたしました。
1:47:55	これらを含めてですね、申請書の中で引用しておく。
1:48:03	規格基準類について、最新のものを使用してるかどうかちょっと改めて確認していただきたいと思っております。
1:48:13	特に建築学会関係の規格類なんかについては最終年のものを使用してるかどうか確認していただきたいと思っております。
1:48:24	その上で今回の事実の件と同様にですね最新でないものを使用する場合については、改定内容に関する適用上の問題がないことを、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:48:36	説明していただきたいと考えております。
1:48:39	以上です。
1:48:43	はい。はい。リサイクル燃料貯蔵の寺山です。建物関係で利用している規格類に関してなのですが、えっとですねこちらの、
1:48:55	平成 22 年に認可をいただいたのですが、その当時のもの、ものの今、同じ変えず、内閣基準類と現状しております。
1:49:05	そういうところからいきますと最新でないものも含まれてはいるんことになります。ただ、最新でなくてもですね、その 22 年の時に適用した企画以降の改定内容につきましては、
1:49:18	建物の設計関係評価関係には影響を与えておりませんので、古いものを参照しているもので、問題ないと考えております。以上になります。
1:49:40	はい。藤院長、川村です。ちょっとですね、その内容も調査されているのであれば文書で
1:49:52	回答していただければと思うのですがどうもいかがでしょうか。
1:49:57	はい。はい。リサイクル燃料貯蔵の寺山です。承知いたしました。そちらの方をまとめるようにいたします。こちらにつきましては、もう申しますと建物の関係だけ。
1:50:09	ていうわけではないという、そういう考えになりますでしょうか。
1:50:13	はい。規制庁、河村です。その通りと考えておまして一応準拠する基準規格類については、もう一度洗っていただければと思っております。
1:50:28	はい、リサイクル燃料貯蔵の寺山です。承知いたしました。
1:51:00	どうぞ。
1:51:03	すいません規制庁ウツミですけれども聞こえますでしょうか。
1:51:12	そういうところをしゃべって、
1:51:14	はい。とりあえず聞こえております。すいません。了解でと。
1:51:18	誘導に関してちょっと中身の話じゃないんですけども、記載の拡充っていうかわかりやすさという観点でちょっと 1 点お願いがあるんですけども。
1:51:28	外部火災というものの定義につきましてこれ協会の方で、
1:51:33	森林火災の工場等の、
1:51:35	って形で括弧書きで確か P 22 とかで、
1:51:40	外部火災は何を含めてますかっていうところを明確化してと思うんですけど今回の第 2 回目の施工の保全の中でも、どこでもいいので、外部火

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	災では何を含めるんですかっていうのをどこ、どっかしらちょっと明確化しといて欲しいんですけども。
1:51:54	可能でしょうかというのと大丈夫でしょうか。
1:52:00	ある意味柿崎です。
1:52:03	ちょっと東京支社の画面の方で共有いただければと思うんですけど申請書のPDFの30ページを、
1:52:10	見ていただけますでしょうか。
1:52:19	あとですね、2916分の30ページ。
1:52:24	括弧2ですね。
1:52:27	このページの(2)の葛西元としてって書いてあるところから、ちょっとご覧のようにですね、ご覧いただいているようにですねし、今おっしゃっていただいたその火災外部火災の具体的な内容は、
1:52:39	が、審議会発言として近隣火災、鎮目大坪施設内にする危険物火災航空機火災とかを、河西港。
1:52:50	比べているんですけども、ちょっと知的、
1:52:53	これではポロポロところ。
1:52:57	火災の例示が例示というか具体的な対象が明記されているだけで、何というか、外部火災はこれこれですよっていうふうに、ちょっと改めて、
1:53:07	書くようにというようなご指摘でしょう。ちょっとこの記載では、やはりちょっと足りないということで、このように示す形では、補足があるというようなご指摘でしょうか。
1:53:17	規制庁次ですけど
1:53:19	ご認識の通りで記載は河西榎さんあるんですけども許可と比べたときに、
1:53:25	いちいちちゃんとなっておりますねっていうのを確認できるようにまだ記載の、
1:53:30	適正化というよりは、
1:53:32	明確にしといてくださいというだけなので、
1:53:37	そんなに重くないと思いますので
1:53:41	次の補正の際にですね
1:53:43	記載の許可の記載等合わせたような形でもいい、何でもいいんですけども、許可で言ってる外部変える火災の中身がちゃんと見える、一目でわかるような形で何かの記載があればな。
1:53:55	いいかなって考えているところでございます。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:54:05	ある意味柿崎です。ちょっと許可等の、今ご指摘だとかとの整合という点でちょっともう一度記載内容を検討したいと思います。以上です。
1:54:16	よろしくお願いします。
1:54:36	規制庁だけです。苦情については以上ですので、
1:54:41	続いて、11条閉じ込めについて、2点コメントいたします。
1:54:50	1点目はですね。
1:54:52	これ閉じ込め、添付2ですかね、新居水田漏えい率の測定、これ具体的な記載がなかったので、
1:55:05	次が可能かという話の提案ですが、
1:55:09	添付の2のですね取り込みの説明書の中にですね。
1:55:14	眠った漏えい率の測定について、リークチェックを用いる。
1:55:20	いうことをですね文言と図面でですね、追記。
1:55:26	いただいた方がより正確な
1:55:31	表現になるんじゃないのかと思うんですが、その点についてはいかがでしょうか。
1:55:37	はい。RFS東京フルヤです。
1:55:39	今ご指摘の、
1:55:43	二次ぶた漏えい率の測定、これは申請書添付2の、とじ込み機能異常時の方針、ここの記載に対するコメント等理解しています。
1:55:55	で、ここで一旦おさらいですけれども、我々の施設の閉じ込めについては、
1:56:02	多重のバウンダリ、これは触れないように、
1:56:06	必要な基本的安全機能を常時確認できるという設計な設計にしています。というのは、閉じ込め機能については、リークチェックとかそういうものではなく、
1:56:17	圧力で圧力できちっとを把握できるようなそういうシステムになっています。
1:56:24	で、今ご指摘の、リークチェック云々については、
1:56:29	これはすでに過去ご確認いただいた。
1:56:34	補足説明資料の敷設法の003か。
1:56:39	1節に記載するのは何というところで、
1:56:42	今ご指摘農林チェック等については、
1:56:46	これ実現性、異常時の措置の実現性ですとか、設計をより詳しく説明する事項に該当すると。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:56:53	いう整理をしています。従いまして、これは補足説明資料の方で、
1:56:57	以前詳しく説明をしていますが、具体的にはですね、施設法のお説2の方の002。
1:57:12	使用済み燃料等の閉じ込めについてと。
1:57:16	補足説明資料の中で、7ページ。
1:57:25	はい。異常時の対応をこの中で、具体的な手順ですとか、スどころの部分、パーツまで詳しく。
1:57:35	あわせて、これに対応する今ご指摘のありました陸閘は12ページ。
1:57:47	はい。このように、シール部の構成図ということで、拡大図も含めて、より詳しく。
1:57:55	実現性等について整理をしてございます。
1:57:59	従いまして本件については、申請書ではなく補足説明資料の方に我々としては整理したというものでございます。以上です。
1:58:10	ちょっと。
1:59:07	規制庁の河村です。今いただいた会長をちょっと整理させていただければと思うんですけども。
1:59:17	技術基準の中1条の閉じ込め機能の要求に関しては基本的に圧力測定。
1:59:25	あと金属ガスケット等の設計で担保するという理解でよろしいでしょうか。
1:59:34	R F S東京フルヤです。その理解で問題ないです。それだけではなくて我々としては、不確実性も含めた、御説明と。
1:59:44	いう観点で、異常時の対応。これについて、圧力だけじゃなくて、こういう備えもしてますよという考え方で補足説明資料の方に、陸閘等について詳しく説明を入れています。以上です。
2:00:08	規制庁カワムラで承知いたしました。一方で、技術基準の13条の中で、安全施設の機能の、
2:00:19	確認をするために検査等ができるようにしなければならないというのがあるんですけども、このリークチェック孔はそのためには使用しないものなのでしょうか。
2:00:35	はい、R F S東京フルヤです。基本的にはですね、別途、検査要領書等でご説明することになると思うんですけども、すでに基本的安全機能については、
2:00:47	圧力で見るということを、今回の閉じ込めの説明書ですとか、あとは計測制御制御系統施設の中でも説明を加える予定をしています。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:00:59	これしか、これでしか見ないのかっていうと、そうじゃなくて、いろいろオプションがあるんだけど、技術基準の適合性という観点では、我々は圧力で閉じ込めを見ると、
2:01:11	いう考え方をしているということでございます。以上です。
2:01:15	はい。規制庁河村です。承知しました。そういう意味で言いますとリークチェック孔については13条の
2:01:24	検査等に用いる施設ではないと、いうふうに考えてよろしいでしょうか。自主的なものという位置付けでよろしいでしょうか。
2:01:36	はい。とりあえず東京フルヤです。許認可上はそれでよろしいかと思えます。以上です。
2:01:46	はい。規制庁の河村です。お考えについては承知いたしました。
2:01:58	規制庁の檀です。2点目ですが、これは質問で、
2:02:04	ですね、金属か血糖を用いるシール部についてなんですけど、基本設計方針だとですね、
2:02:13	蓋貫通孔にもてると書いてあって、添付を見ると、添付の1-1の3ページ目の構造図みたいところで、
2:02:26	フェーズ1豚の蓋貫通孔、2、
2:02:29	ガスケットを用いているような図があるんですが、蓋貫通孔というのは、これ一部田野喜多貫通孔のみに、
2:02:41	金属ガスケットっていうのは、使用してるのか或いは中身にも使用しているのかそのあたりはどちらなんでしょうか。
2:02:50	はい。RFS東京フルヤです。今ご指摘の、
2:02:54	2-1、添付2-1-1の3ページというお話がありました。実はこの次の4ページにですね、その辺の金属ガスケットを用いる箇所を具体的に、
2:03:05	詳細部ということで示しています。そこからすると一部ただけではなくてももちろん二次蓋の方にも貫通孔ございますので、
2:03:13	そういったところにも、金属ガスケットを、
2:03:17	備えるという設計をさせていただきます。また先ほどお話しました補足説明資料にも、その辺を詳しく説明しています。以上です。
2:03:26	規制庁野崎です明確になりましたありがとうございます。
2:03:41	11条については、以上。
2:03:45	です。
2:03:47	制定12条の火災について、
2:03:52	これですか。これ一つなんですけど、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:03:57	私からコメントしましてちょっと
2:04:02	説明をもう少しちょっとしたいと思ってるんですが。
2:04:06	ここはですね、内部火災ガイドに関するですね評価について添付です ねもう少し具体的な内容を記載いただきたいと思ってます。
2:04:19	具体的にはですね、少し書かれてるんですけど、火災区域ですね、可燃 物量に対する火災影響評価を行って、
2:04:31	等価時間が、コンクリートピット加工課が防火シャッターの耐火時間を 下回るんで、大丈夫ですっていうですねその辺りの評価について添付 2、改めて説明をお願いしたいと思います。
2:04:48	以上1点です。
2:04:53	はい、リサイクル燃料貯蔵、松野長嶺です。
2:04:57	おっしゃった趣旨理解しましたので、添付の方に反映したいと思います す。以上です。
2:05:04	その点で、最終的には添付でついでいただきたいんですがこちらも審査 書なり審査を進めないといけないので、またできるだけ早い段階です ねこういうものだっていうのは、
2:05:18	書面でですね。
2:05:21	資料等でですね説明いただきたいと思ってます。以上です。
2:05:27	はい。リサイクル燃料貯蔵松野長嶺です。承知しました。以上です。
2:05:35	続いて13条の安全機能の話で、
2:05:43	これは、
2:05:45	あんまり内容的な話じゃないんですが、ちょっと見てって、整合性を取 った方がいいなと思ったとかですね。
2:05:52	これ、添付9の安全機能に関する説明書の9ページのところでですね、 重要度の分類に応じて設備を、
2:06:04	維持管理していきましてフローIIが書かれてるんですが、その対象設 備がですね下の方に何とか等って書かれて全部列記されてないので、
2:06:15	このフローの、分類した設備がですね、それぞれ施工に対象設備を整 理したその3-1表で、どの設備に当たるのかっていう。
2:06:27	ねえ、補正の際にはですね、明確にしていきたいと思っております。 す。
2:06:33	以上です。
2:06:41	末松杉山です。
2:06:44	今おっしゃってるのは添付の9の安全、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



2:06:49	機能の健全性維持に関する説明書の中のフローの下のところの、
2:06:55	ところに、すべての機器を書くようにということでもよろしいでしょうか。いや、すいません。その逆で、今ここに三つのグレード分けをして、設備を維持管理するっていうことになってるんで。
2:07:09	それらの設備が、どれがどこに当たるのかっていうのを3月中でもう紐づけてわかるようにしていただく形たいな、という趣旨です。
2:07:24	R F Sむつのスギヤマです。3-1の方では一般産業用工業品の中に対して、右側の2番目だな、に丸を付けるような形で、
2:07:36	そこを明確にしていますけども、さらにそれを細分化して、
2:07:40	クローズの一般産業工業費の対象外、それから一般産業用工業費の対象機器。
2:07:48	取りかえ時に、
2:07:49	月企業計画、これが三つがわかるようにということで、
2:07:54	というような意見と考えましたけどもそれでよろしいでしょうか。
2:07:59	すいません。さっきの9ページも、もう一度見せてもらって。
2:08:13	紹介。
2:08:26	そう。
2:08:27	いえ。
2:08:28	今改めて見ると、このフローでいうと真ん中のものは、一番右の一般産業品に丸がついてるところにリンクしますっていうことですよ。
2:08:40	バーになってるところが、
2:08:44	その一番左のキャスク等なのか、通信連絡設備等なのか、っていうことになるっていう分類になる。
2:08:56	はい、R F S結のスギヤマです。おっしゃる通りで原初くう仕様のもは、バーだとかな。
2:09:05	になるような形で、一般産業用の料金になるような、年クドウで言うところの下の二つ、右側の二つ。
2:09:15	に関しては、これが0になるような形で書いています。
2:09:21	すいませんちょっとよく、
2:09:23	しっくりに比べてなかったんです。一番右側の、
2:09:27	取りかえ時に別機器の計画ってこれは、
2:09:31	何か。
2:09:33	要目表対象が直井に言われてるようなところ該当するっていうことになって、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:09:43	はい。R F S むつのスギヤマです。
2:09:47	一番右側の A 棟。
2:09:50	フロアの一番右側のところですけども、これは評価書が作成が、
2:09:56	できてないもの、できないものに関しては次に、取りかえのときに
2:10:03	この評価ができるようなものに取りかえていきますよというふうな書き っぷりをしてるだけなんで。
2:10:08	ここも今のところは一般産業工業品になるので 0 になる。
2:10:12	いう形になります。評価になりますと 3-1 のところの、
2:10:18	一般産業用工業品のルートバーの内訳で、何かしらわかるかなというふ うには思っているんですが、いかがでしょうか。
2:10:27	どうぞ。今の説明でわかりました。結局だからバーのものは一番左のも のだけですっていうことになるわけですね。
2:10:37	はい。鳴海住友スギヤマです。おっしゃる通りです。
2:10:42	状況。
2:10:44	あった。
2:10:48	すいません。規制庁な結果 0、今 3-1 表の丸の中で、
2:10:55	真ん中のものになるのか。
2:10:58	一番右のものになるのかっていうのは、
2:11:01	ここは、
2:11:03	3-1 票だと、どう見ていけばいい。
2:11:08	ここで僕が何か今言ったのは青になるのか。
2:11:12	資料のものなのか、っていう違いかなと思ったけど、そうそうではない でしょう。
2:11:18	はい、丸井松野スギヤマです。
2:11:22	右側の一番、そのフロア能登のところの一番右側のところに関しまして は、
2:11:28	これは区別はしていないという状況です。産業局青になってるとこ ろ。
2:11:36	なんですけどもこれは、
2:11:39	これとは別のフロアがあって、重要度的な話で丸さんになって、要目表 をつくらずに基本設計方針のみと。
2:11:48	いうものが多く塗ってるところになります。
2:11:52	ちょっとそこは考え方が違うんですけども。
2:11:55	そういう仕分けをしてるような状況です。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発音者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:12:00	もう完全にコンクールですか。
2:12:02	豊福です。何か説明を聞くと、
2:12:09	わかったんですが、
2:12:12	まだ何かその真ん中のフローと右側のフロー。
2:12:17	違いがどう。
2:12:19	3-1 票に反映されてるのかっていうのはちょっと。
2:12:23	ちょっと水井横尾ですね
2:12:26	パルビスむつのスギヤマです。以前、衛藤コメントをいただいて3の発表で、一般産業溶鋼要因がわかるようにしてくれという話がありましたのでそこで、衛藤丸。
2:12:39	対象ノムラ0という形で、書いてるような状況です。
2:12:49	これでいいのか。
2:12:53	そういうところだよ。
2:12:54	こういう違いは、
2:12:57	何か言ってる。
2:13:00	00110 人だった。
2:13:04	それも必要ない。
2:13:11	蘇武小中。
2:13:18	はい。松江長野崎です。わかりました。
2:13:23	そういう整理になってるってことで理解しました。ありがとう。
2:13:31	はい、ありがとうございました。
2:13:35	続いて、15 条にIT移りたいと。
2:13:54	すいません規制庁ウツミです。15 条なんですけども何点かあるんですが、
2:14:01	まだちょっと基本的に添付 11 のところを読んでてちょっとわからなかったので聞かっていうところなんですけども。
2:14:09	ただ載せ添付 11 とか基本方針もそうですけど、説明のところで、
2:14:14	言っている
2:14:17	金属キャスクというか受入設備の、
2:14:20	これクレーンとか台車を含めての取り扱いのための設備投資の最大取扱量とか、
2:14:27	あと金属キャスクそのものの重量。
2:14:31	と。
2:14:32	使用済み燃料を封入した際のキャスクの重量贈呈っていうところが、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:14:37	添付 11 とかでも、いろいろ説明あるんですけどもこれあの、
2:14:41	相手方の重量を用いた説明があるんですけどもこれ具体的な数値をちょっと出していただいた上で、添付 11 の方の説明をちょっと拡充していただきたいなと思ってんですけども、この点いかがでしょうか。
2:14:57	牟田部長の中島と申しますけど、
2:15:00	今の指摘が 5、補足説明資料の方です。
2:15:03	説明させていただきます。了解ととりあえず補足説明で説明いただければと思います。
2:15:11	続けてなんです。了解しました。お願いします。
2:15:14	続けてこの、停電時のその法人の保持機能というところの説明で、
2:15:20	これ
2:15:22	設定のところの説明ですと、
2:15:24	天井クレーンについてはこれ停電時どうするブレーキを設けるっていう説明が記載されているところなんですけども。
2:15:31	これ業界で言うところの安全に保持っていうところがどう担保されてるのかなっていうのがちょっと添付とかよくわからなくてですね、具体的にはこれブレーキが動作した際に、そのキャスク自体を確実にも持てますよ保持できますよってところが、
2:15:47	技術的、
2:15:49	像なんていうんですか。設備構造としてどういうふうに担保してるのか設計として担保するのかっていうところちょっとわかんないので、これはとりあえず補足説明でいいので。
2:16:00	具体的なところを説明いただければと思うんですけども、いかがでしょうか。
2:16:05	松葉ちゃんの中島と申します。
2:16:08	おっしゃる通り技術基準の方では、安全に保持って書いてありますので、こちらも補足説明の方で説明させていただきます。
2:16:15	以上です。よろしく申し上げます。続けますけれども。
2:16:23	これは説明の仕方のところなんですけども最初に私が申した重量とかと関係するんですけども。
2:16:29	基本的に切手 2 号のところの説明でこれ規則の方では使用済み燃料を封入した金属キャスクというところで全部要求されてますので、節モデル名のある

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:16:41	系列保持機能を持ってる、保持できますよと、ところとか説明においては、
2:16:45	金属キャスクあれしように燃料を封入した金属キャスクであるっていうところをちょっと明確にした明確した上でですね説明を展開していただければと。
2:16:54	思っております。本店いかがでしょうか。
2:16:59	補足説明で、
2:17:01	はい。はい。追加した、説明させていただきます。はい。鳥羽です。
2:17:07	あともう1個がこれ
2:17:09	基本方針とかあと添付3の添付の11の方とかにもあるんですけど、これ
2:17:15	売りとの保障を考慮して二重化しますというところの説明がありましてこれもちょっと2週間ってどういうふうな構造とかを取って20か。
2:17:24	押されるのかってのが、今一号添付とか読んでもよくわからないので、この20番について、具体的に説明いただければと思っております。ちょっと続けますけども。
2:17:34	もう1個最後に
2:17:36	新たにキャスクのこの落下防止の、
2:17:39	ところで基本方針とか、添付11もそうなんですけどインターロックの説明がございましてこれは、
2:17:46	添付の11の方の6ページ目ぐらいからインターロックの条件というのを説明がありますけどもこのインターロックを設定する際の、
2:17:54	根拠で設定根拠っていうのが今1本を全部読んでも、何でこの、
2:18:00	数十%重量でやる、やろうとしてるのかっていうところを今ちょっと添付だけではよくわかりませんので、これも補足説明等で、具体的にどういうふうなことを想定してこのインターロックの設定値をつけたんですかっていうところを説明いただければと。
2:18:13	考えております。以上ですけどもいかがでしょうか。
2:18:17	本橋田島と申します設定根拠につきましては補足説明の方で説明させていただきます。以上です。はい。了解です。20番についても同様にお願いいたします。私から以上です。
2:18:30	保存者の中嶋です。了解しました。
2:18:40	社長の方が、先ほど中から求めたところとちょっと関連してくるんですけど、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:18:50	私の方から日程があって、道路協定主事の説明で、技術検討の関係です ね、余水高、
2:19:01	これも続説明資料で説明いただきたいのですが、搬送台車がですね、動 力供給停止時に、脚光着手をさせてチョウトウするっつって、
2:19:14	そこだけ書かれているんですが、これがオファーが本当に脚光安全取り するっていう、別の基準をですね満たしてるのかっていう、ちょっと。
2:19:25	うまく読み取れなかったんでこの点についてもあわせて補足説明資料で 説明いただきたいと思います。
2:19:35	物補助ナカジマと申します。補足説明資料の方で説明させていただきます 。以上です。
2:19:42	15条については以上です。続いて17条、継続生協。
2:19:51	移ります。
2:19:53	規制庁の河村です。17条計測制御に関してですけども、こちらは18条 の放射線管理施設に関しても同様でございますが、
2:20:07	登用目標の中に
2:20:10	今、記載がある項目が測定可能範囲と傾向作動範囲。
2:20:18	が規制があるんですけども、これらに加えてそれぞれの機器の分解能に ついて記載すべきと考えておるんですけどもいかがでしょうか。
2:20:34	はい。議題9の燃料調査の白井です。まず一つさっき確認さしてくださ い。
2:20:40	ここで言ってる分解能と言ってるのは、いわゆる
2:20:44	表示を何件だで表示するとか、何、何名幾つまで表示してってそういう 単位の分解能でしょうか。
2:20:54	江藤。
2:20:55	規制庁カワムラです。そういったものではなくて継続社債の誤差の範囲 を考えてるんですけども。
2:21:06	いかがでしょうか。
2:21:14	江藤リサイクル燃料貯蔵のシラミです。いわゆる継続制度という。
2:21:19	本当でしょうか。そうですね。
2:21:23	衛藤。
2:21:26	まず
2:21:28	私たちのこのキャップを補完する設備は、センコーとして伊方電車、
2:21:34	中間伝承とか東海第2といったものがあるって、基本、発電炉での構成に 合わせて横並びをとって計算しています。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:21:44	で、発電の方では、別表第2というところで、今、先ほど話がありました、継続範囲ですとか種類といったところのみを期待をしていて、
2:21:56	いわゆる継続性度といったものは特に記載はしていないと。
2:22:01	言ったところがありますので、次、次は、
2:22:07	次、横並びと補給観点からも、
2:22:11	制度の記載は、
2:22:15	いらないんじゃないかというふうには考えております。
2:22:18	継続の制度につきましては、
2:22:25	補足説明資料で計測設備の補足説明資料の中で、設定値の継続制度について、今、記載をして、ご提出させていただいております。
2:22:38	江藤。
2:22:39	規制庁河村です。実用炉等参考にしているという考えはわかります。一方で、
2:22:50	これらを設計するという際のことを考えますと、やはり測定範囲と、警報作動範囲だけではやっぱり物足りない、物足りないってやっぱ全然足りなくてですね。
2:23:04	ちゃんとどの範囲で作動するかどうか、計器の誤差とかが重要かと思っております。こういったものに関して、
2:23:15	使用前事業者検査であったりその分、定期事業者検査っていうことを考えますと、それらの設備についてしっかり、
2:23:27	構成等されて保守していくものだと思っておりますので、設備の性能としてやはり分解能を記載させていただいた上でそれをちゃんと検査、
2:23:42	等で担保していただきたいというのがコメントの趣旨です。
2:23:49	磯委員。
2:24:53	すみませんちょっと議論しておりますのでしばらくお時間ください。
2:25:15	リサイクル燃料貯蔵の白井です。
2:25:19	申し訳ありません。
2:25:22	発電炉ではこういった制度といったものは、特に、
2:25:28	補足説明資料等で説明をしますけれども、添付ですとか要目表で説明したら見たことはないんですけれども、
2:25:37	加工しているですとか、試験研究炉等ではそういったものも、
2:25:42	営業費用の中に期待できるんでしょうか。規制庁川村です。他施設がどうかというよりはなぜRFSさんとしての

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:25:55	設備の設計であったり、保全であったりの考え方として、どうお考えかちょっと説明していただきたいんですけども。
2:26:27	リサイクル燃料貯蔵の白井です。
2:26:30	申し訳ないけど考え方整理をして改めて説明させてください。
2:26:37	はい。規制庁川村です。承知いたしました。繰り返しになりますけどもやはりこういったものを設置する際には、その制度を、
2:26:49	が重要だと思っておりますし、それらについて検査等をして、保守保全活動をしていくと。
2:26:59	考えておりますので記載する方向で検討していただければと思っております。
2:27:05	以上です。
2:27:18	リサイクル燃料貯蔵の白井です。ちょっと改めて、ちょっと整理させていただいて相談をさせていただきたいと思います。
2:27:33	規制庁野崎です。先ほどの加茂店はよろしくお願ひします。今説明あったように、実用炉ではそうならないっていうのであれば、仮にカワムラは懸念してたような使用前事業者検査の関係でですねその辺の制度とか、
2:27:49	なくってもちゃんとできるのかっていう辺りはまたその実用炉の関係でもまた教えてください。
2:27:56	私の方から1点17条についてコメントですが。
2:28:04	これ18条の放射線監視設備との関係で合わせて、
2:28:12	同じような話なんでも思ったんですが、
2:28:17	放射線管理設備の方はですね津波やその設備の故障によって、設置してる機器が使えなくなったら、大体の放射線サーベイ対応しますっていうことが書かれて、
2:28:30	他方で計測制御のところはですね津波や設備の故障によりっていうのは、
2:28:37	あまり条件設定がされてなかったんですが、おそらくそこは同じ条件で大体継続を用いるってことになると思いますので、条件設定についてはですね、補正で条件を追記していただきたいと思いますがいかがでしょうか。
2:28:59	リサイクル燃料貯蔵の白井です。
2:29:03	すいませんC K書の2512ページの方。
2:29:08	お願いします。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



2:29:13	今、お話ですと放射線管理設備の方、
2:29:18	N o. 9 のところで、津波は設備の故障により、
2:29:25	遮へい機能監視ができなくなった場合はっていう言葉をされておりまして、それと同じような説明を記載を、計画の方にして欲しいっていうことだと思います。
2:29:36	今、
2:29:37	現物中に 0
2:29:41	3.5、大体計画の方も、下の 3.5. 1、大体計画の必要性の、
2:29:49	二つ目のパラグラフ目のところに、同じように、規制庁すいませんちょっと追えなかったら、何ページですか。
2:29:58	P D F で 2512 で、
2:30:02	1 点ですね、添付 12 号、18 ページ。
2:30:11	はい。
2:30:12	3.5. 1、代替計画の必要性の 2 パラグラフ目に、
2:30:19	同じ言葉で、津波や、
2:30:22	日々の保守無理。
2:30:26	監視ができなくなった場合はということでこちらで、同じような言葉では、うちは知っております。
2:30:33	当社の方はその前の設計方針のところにそういう期待があって、
2:30:41	系統の方はちょっと設計部で向こうに記載がないので、そちらにも、
2:30:46	期待を引かして欲しい、そういう趣旨での理解でよろしいでしょうか。
2:30:50	そうですね、すみませんその設計方針のところを見比べて私は気づいたって、ここはちょっとすいませんそこまで打ってあったんですけど。
2:31:01	そういったところも整合をとっていただければ同じ趣旨だと思うので。はい。その趣旨です。
2:31:09	はい了解しました。津波のところの記載について整合とれるようにしていきたいと思います。
2:31:16	はい、ありがとうございます。
2:31:19	17 条に対するコメントは以上で、
2:31:26	次 20 条について、私から 1 点。
2:31:31	コメントです。これ汚染の拡大防止のところですが、
2:31:37	と、ここで
2:31:40	床等っていう表現があったんですが、そのカトウってというのは何を指してるのか。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:31:48	展望を見てもよくわからなかったんですが、これは何でしょうかっていうと、これをもうちょっと全体を書けるのであれば、添付に変えていただきたいと思うんですがいかがでしょうか。
2:32:02	はい。リサイクル燃料貯蔵カードです。床の床等の等につきましては、
2:32:10	自主設備であります、漏えい検知用のピット。
2:32:15	カウトンネルもなんなんですけど、そちらの方を一応考えております。
2:32:24	等ですね一般的にこれ、ピットってのが、添付の方でちょこっと出てくるだけなんですよね。
2:32:36	すいません規制庁野崎です。今おっしゃられたことっていうのは、
2:32:39	対象外の漏えい。
2:32:43	現地機能なんでしたっけ。
2:32:46	1分1と1棟。
2:32:49	運営検知をピットってバス。まずですね、
2:32:54	そういうところか、それがいう形をとって、
2:32:59	2年半位自主設備の案でちょっと書きづらかったというところもちょっとありましてすいません。
2:33:08	自主設備なんでこれ取ってもよろしいでしょうか。
2:33:17	注意してくれば、
2:33:21	湯カー2穴掘って、ここに写真塗ってあるんだと思うんですか。湯川委員と申しますんで、どうかよろしく願い。はい。すいません次の補正時に取らせていただきます。
2:33:35	はい。すいませんでした。わかりましたじゃもう対象設備でないのであれば、床でいいんじゃないかなと思います。はい。よろしく願いします。はい。
2:33:44	はい、了解です。ありがとうございます。
2:33:48	あと最後21条の遮へいに関してですが、ここはですね。
2:33:56	以前、以前のヒアリング多分タグチからもう一度コメントしたと思うんですが
2:34:04	ライブラリーにですねその遮へいの関係で、ライブラリー別途新しいものの評価を、
2:34:09	つい上、それで追記してくださいっていうことをコメントしたと思いますので、繰り返しになりますがまた補正のときにはですねその内容についても、追記いただきたいと思いますというのが、21条に関するコメントです。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:34:27	はい。R F S東京フルヤです。その点については以前議論した通りですね、我々としても、許可整合の観点から必要だと考えていますので、補足にて対応いたします。
2:34:39	すいません。ここで一つ、ごめんなさい、1個11条について、私の発言を訂正させていただきたいんですけれどもいいでしょうか。はい、お願いします。
2:34:49	はい。11条のリークリークチェック孔の話を行いました。
2:34:55	今我々の閉じ込めの機能の確認の考え方は、実際の作業等については、
2:35:03	森木圧力で監視すると、確認するという、その設計思想は変わるものではございませんが、許認可、許認可の観点ですけれども。
2:35:15	我々工事の方法、雨天、
2:35:18	なんだ、0.3か、工事の方法等で、製造時からですね、我々事業者検査を考えていてその中では、
2:35:28	このリークチェック、陸間を用いた、
2:35:31	試験、
2:35:33	その記録を確認すると、いうことを考えています。
2:35:38	従いまして、位置付けだけですけれども先ほど私は陸間は自主的なものですからそうですっていう、サッと回答いたしました、これは訂正させてください。
2:35:50	許認可上はこれは
2:35:54	91条に該当する設備として取り扱う必要があると、ということです。訂正いたします。大変失礼いたしました。以上です。
2:36:07	規制庁鎌田です。すいません。先ほどの説明なんですけれども、陸蓄光については主幹の中で機能の確認に使用するということでしたけれども、その後の、
2:36:24	施設の維持管理においては、別になくても、閉じ込めの機能は確認できるという理解でよろしいでしょうか。
2:36:34	はいR F S東京フルヤです。そのような設計を考えています。あくまでも、許認可上という観点で、この臨港を、を用いる必要があると。この後使用前事業者検査等においてちょっと引用するので、
2:36:47	何も無いものだとよろしくないと考えています。以上です。
2:36:52	はい。江藤承知しました。規制庁川村です。そういった意味で言いますと図面等にリーク近くを示していただいて試験等で使用するものとだけ。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:37:04	記載していただければいいのかなと思います。その上で11条の閉じ込めであったり、13条の安全機能の確認に関してはリークチェック孔は用いないという説明になるのかなと思うんですけどいかがでしょうか。
2:37:19	はい。R F S東京フルヤです。迅速なご理解ありがとうございます。従いまして、補正にて対応するんですが、申請書でいくと、671ページ。
2:37:47	はい。閉じ込めの説明書添付2-1-1になります。この2ポツの閉じ込め設計、こういう構造になっているあたりにですね。
2:37:59	陸間を用いるって言葉とですね、あとは674ページ。
2:38:08	背弧の詳細な図面のところに、矢印で、誰が見てもわかるような陸間ここにありますっていうのを明示したいと考えています。大変失礼いたしました。以上です。
2:38:19	はい。規制庁川村です。構成の内容で、ちょっとまた確認させていただければと思いますけども、
2:38:31	何ていうんですかね
2:38:34	規制対象とかではなくて制作段階、工事段階に使用するものといったような位置付けでいいのかなと思っておりますので、そういったのが明確になるように記載していただければと思います。
2:38:49	よろしく願いいたします。
2:38:53	はいR F S東京フルヤですね承知いたしました。
2:39:04	周辺の、
2:39:07	はい。
2:39:13	規制庁野崎ですが現時点で、今我々から確認したいところっていうのは、以上です。
2:39:21	こちらから、特にもうこれ以上、コメントありませんが、ある側から何か等のヒアリングに関して、コメント等ございますでしょうか。
2:39:33	衛藤リサイクル燃料貯蔵東京事務所のです。18条については先ほどの7の分解能とか継続性どの辺。
2:39:43	データだけでよかったでしょうか。はい。それで結構です。
2:39:50	しました。
2:39:56	特にR F Sあごめんなさい、R F S東京フルヤです。その他ということので一つよろしいでしょうか。はい、どうぞ。
2:40:06	はい。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:40:08	はい、ありがとうございます。本、本日のアイテムではないんですけども、以前いただいたコメントに対しての速報という位置付けでお話したいと思います。閉じ込めについてです。
2:40:22	閉じ込めについて、当人へのドライキャスクの警報発生等の実例、次、事例がないかと、いうことを確認するように、ご指示をいただいています。
2:40:35	この点についても、今お話して大丈夫でしょうか。
2:40:40	規制庁川村です。資料については、本日効果できるものなんでしょうか。
2:40:49	はい。R F S 東京フルヤです。公開できるものを準備いたしました。以上です。
2:40:54	言われて、
2:40:56	規制庁カワムラレクションします。では説明お願いいたします。
2:41:02	はいR F S 東京フルヤです。ありがとうございます。閉じ込めについてコメントの内容をは、
2:41:09	当時の乾式貯蔵施設について貯蔵中の警報発生、これ閉じ込めの機能維持等をして、させてはいますが、そんな維持管理上の、
2:41:25	それについて回答いたします。
2:41:28	まず回答ということで今お話の警報発生等の事例は、調査の結果確認されなかったというものでございます。
2:41:38	どういう観点で方法調査したのかというのは両括弧1ということで、調査の方針と、大きく分けて三つの観点で調査いたしました。
2:41:48	一つ目はご指摘の通り、警報があったかどうか。
2:41:52	二つ目は、閉じ込め異常という観点で、フェリー一部の充填があったかどうか。
2:42:00	三つ目、そういったことを踏まえて
2:42:03	東海第2の設備管理では、保全の評価をどのようにしてるかと、そういうさ、三つの観点で調査いたしました。
2:42:13	結論からするとすべて実績はないということなんですけれども。
2:42:17	まずは旅客にの調査結果ということで、まず警報発生はありませんでした。
2:42:24	二つ目のヘリウムの充填の実績もありませんでした。
2:42:29	三つ目の、こういった維持管理の実績を踏まえた保全の有効性評価を図った模様でして、その結果ドライキャスクについては、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:42:40	点検周期、これを 10 年に設定しているという時自体を確認いたしましたので報告いたします。
2:42:48	説明については以上です。
2:43:49	規制庁の吉村です。
2:43:53	調査していただいた内容についてはわかりましたが、
2:43:58	これはもうあれ、例えば圧力の変動。
2:44:03	がどうだったかっていうそういうようなデータってのはやっぱり、
2:44:09	公開っていう公開っていかそういうデータを出すってのは難しいって
2:44:17	いうことでとりあえずこの範囲だということ、
2:44:17	という理解でよろしいでしょうか。
2:44:40	年規制庁シマですけど私の確認のあれは聞こえましたでしょうか。
2:44:46	はい。
2:44:49	小倉です。
2:44:55	僕はいいんですか。
2:44:57	吉井課長。
2:44:59	青木。
2:45:03	池田技師。
2:45:07	聞こえてない。うん。
2:45:10	1 人で伊勢規制庁ですけど、聞こえてますか。
2:45:17	聞こえてない。
2:45:23	現状です。
2:45:33	すみません。
2:45:35	下がですね。
2:45:39	すみません最初からお願いします。どうぞ。
2:45:45	機材がちょっと取って聞こえなかったみたいな、もう一度。
2:45:56	リサイクル燃料貯蔵東京事務所のベースに届いておりますでしょうか。書き込めます。
2:46:04	はいヨシムラさんの圧力変動のデータの件お話はこちら届いておりますが多分内野フルヤの回答がそちらへ聞こえてなかったと思う。そうですねはい。お願いします。
2:46:15	はい。R F S 東京フルヤです。
2:46:18	先ほどの吉村さんのご意見、変動はどうかということ。まずは調査の観点で、こういった特記事項があるかというところから、あたってみ

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	て、何か特記、注意すべきものがあったって言ったところから深掘りするところではあれもありますが、
2:46:35	調査の感じですね、全く当然ですけども、全く異常がと。
2:46:41	兆候もないというお話でしたので、圧力変動までの調査はまだいたしておりません。そこまでは不要なのかなというのがR F Sの考え方でございます。以上です。
2:46:55	傾聴
2:46:59	今の回答でわかりました。私としては
2:47:03	特に変動がなければ、それで、
2:47:06	いいと思います。
2:47:07	ただちょっと1点確認させてもらいたいですけど。
2:47:10	東海のドライキャスクっていうのはドレカー装置っていうのは、
2:47:15	一つですか二つですか。
2:47:20	すいません。
2:47:26	いや古谷さん君から答えたら別にいいよ。はい。
2:47:30	R F S東京フルヤですすいません。三枝さん、サポートお願いします。以上です。
2:47:36	三枝ですけども、二つです。私は当院の原子炉主任技術者として確認してまして、なぜ聞いたかっていうと、ヘリウムが運転実績多分ないって今、
2:47:48	お話だったので、
2:47:51	とんが二つあるからヘディングの重点実績はないんだろうというふうに私ちょっと思ったので、ちょっと確認させてもらった次第です。多分1個だと、
2:47:59	途中で充填しないといけないんじゃないかなと思います。
2:48:03	いや構成する時はですねテストトップがありますので、
2:48:09	4日だから景気の
2:48:13	入口もあって、テストトップがありますので入口弁を閉めてテストトップから構成しますので、基本的には、充填はしないということですねそういう、
2:48:24	です。これは多分だから構成によってもらえるってことは基本的にはないっていう考え方です。
2:48:32	それが一つと、もう変動がないって変動が全くないわけじゃありません。ちゃんと取ってますから。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:48:38	要するに季節変動外気が変わるとやっぱ圧力変わりますので、
2:48:42	もちろん圧力変動はあります。
2:48:44	しかし、漏えいを検知するような、そういう警報値まで行ったことはないっていうそういうことです。
2:48:51	郷です。温度でおそらく一番、温度で75%ぐらい変動するっていうのを、いただいた資料に書いてあったんで、多分動画の影響が大きいと思うんです。それは補正した上で変動がないっていう。
2:49:02	お答えですよ。そういうふうに理解しましたけど。
2:49:07	補正はこま架空やってるわけではないと思います。要するに外気が変わってそれと、例えば時間遅れとかがあってその時間遅れを完全に把握するかっていうとそんなことはないです。
2:49:17	ただし、その範囲っていうのは警報値には達しないってことで、
2:49:24	わかりました。必ず、低下してきますから、要するに一度戻るってことありませんので、
2:49:32	さっきちょっとその話に絡むさっき河村の方から言っていたいわゆる形聞いの設定の上でそういう圧力変動も、
2:49:40	床、温度変動も考慮した上で経口の設定値を決めているということですよ。
2:49:46	それはもちろん、うん。それは我々のR F Sもそういうような計画をしてると思うんでその中で研修ですというふうに、
2:49:55	理解をしてますので、わかりました。
2:49:58	おっしゃる通りです。
2:50:11	あれ、あれ椅子の方からの説明は以上でよろしいでしょうか。
2:50:17	はい。R F S東京フルヤです。閉じ込めへの頭に飯野調査の結果に対する説明は以上になります。
2:50:29	板倉両町ドーム、ムタ側からはございません。
2:50:40	では特段あるい側からコメント等なければ今日の面談はちょっと長くなりましたがこれで終わりにしたいと思います。で、今回、はい。
2:50:55	あれですか18中に関するコメントっていうか確認はしなくていいという理解ですか。そうです。これすみません添付にですね記載があったので、ここはもうこちらで理解できました。
2:51:10	わかりました承知しました。はい。院長です。
2:51:14	はい。
2:51:15	ではですね、あるスバージャフルヤです。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



2:51:19	どうぞ。失礼しました。R F S東京フルヤです。今の投入のドライキャストのこのコメント回答これ提出を想定して作っていたんですけども、本日、そう、提出するということでよろしいでしょうか。以上です。
2:51:36	規制庁川村です。本日の資料として提出していただければと思います。
2:51:45	R F S同郷フルヤです。了解いたしました。
2:51:50	では今日の面談はこれに終わりにしたいと思います。口頭で解決できたところはもうそれで結構ですが後日資料で説明いただきたいという点に関してはですね。
2:52:04	まだ、資料ができ次第ですね、資料を提出いただきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。
2:52:13	こちらからは以上です。
2:52:19	R F Sと事務所のですね資料につきましては藤芳賀の補足説明資料を修正するもの或いは泊と一井よりお答えするものでございますが、順次提出させていただきたいと思います。
2:52:32	それで、この後のヒアリングといいますか今宿題いただけてます①から④、来週か再来週にお出しして、⑤はそのさらに後、それから、
2:52:44	これまでに幾つかお出ししてまだご説明が済んでない資料とかもございますが今後は、ヒアリングとかは、どのような感じでございましょうか。
2:52:56	園田ですまずはですね
2:53:01	1 から 4 の話。
2:53:03	ていうのは各場共通する話ですので、その資料ができましたらですねヒアリングをしたいと思います。
2:53:11	その合間に今日のコメントに対するですね。
2:53:16	回答があれば、できたものからまたヒアリングをしていって、こちらでも審査書案っていうのはですね引き続き精査していきますので、
2:53:28	その段階でまた今回みたいな確認すべき事項が出てきたらですねちょっとまた改めてこの本部について教えていただきたいっていうことをですね、ヒアリングでさせていただきたいと。
2:53:42	思います。具体的にはそういう進め方をしていきたいと思っております。
2:53:51	有井所長事務所です。承知しましたでは①から④或いは
2:53:56	対人関係の資料等、できるだけ早く提出するようにしたいと思います。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:54:01	よろしく申し上げます。
2:54:04	いえばこれで、はい。
2:54:08	1点だけすいません確認させてください。本日条文単位でコメントいただきましたが、
2:54:15	本日登場してない条文の部分は今のところコメントないという理解でよろしいでしょうか。そうですね理解です。はい。
2:54:23	また、ただ、今後整理していく上で新たに出てくるかもしれませんけど、今時点で見てる限りはそんなに論点はないのかなと思ってます。
2:54:35	r e m追悼です承知しましたありがとうございます。
2:54:41	もうよろしいですか。
2:54:47	特段、これでヒアリングを終わりたいと思います。どうもありがとうございました。
2:54:54	ありがとうございました。ありがとうございました。
2:54:57	衛藤。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。